○「社会医療法人の認定について」(平成20年医政発第0331008号)の一部改正

後

(下線の部分は改正部分)

第2 社会医療法人の認定要件

1~3 (略)

4 救急医療等確保事業に係る業務の実施について (法第42条の2第1 項第4号関係)

正

改

- (1) (略)
- (2) 2以上の都道府県において病院又は診療所を開設する医療法人のうち、1の都道府県においてのみ病院を開設し、かつ、当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める法第30条の4第2項第12号に規定する区域(以下「二次医療圏」という。)に隣接した当該都道府県以外の都道府県の医療計画において定める二次医療圏において診療所を開設する医療法人であって、当該病院及び当該診療所における医療の提供が一体的に行われているものとして次に掲げる基準に適合するものは、当該診療所の所在地の都道府県においては救急医療等確保事業の要件を満たすことを要しないこと。
 - (1) (略)
 - ② 当該医療法人の開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及 び介護医療院が、当該病院の所在地を含む二次医療圏及び当該二次 医療圏に隣接した市町村(当該病院の所在地の都道府県以外の都道 府県の市町村であり、特別区を含む。以下「隣接市町村」という。)

第2 社会医療法人の認定要件

1~3 (略)

4 救急医療等確保事業に係る業務の実施について (法第42条の2第1 項第4号関係)

正

改

- (1) (略)
- (2) 2以上の都道府県において病院又は診療所を開設する医療法人のうち、1の都道府県においてのみ病院を開設し、かつ、当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める法第30条の4第2項第12号に規定する区域(以下「二次医療圏」という。)に隣接した当該都道府県以外の都道府県の医療計画において定める二次医療圏において診療所を開設する医療法人であって、当該病院及び当該診療所における医療の提供が一体的に行われているものとして次に掲げる基準に適合するものは、当該診療所の所在地の都道府県においては救急医療等確保事業の要件を満たすことを要しないこと。
 - ① (略)
 - ② 当該医療法人の開設する全ての病院、診療所及び介護老人保健施設が、当該病院の所在地を含む二次医療圏及び当該二次医療圏に隣接した市町村(当該病院の所在地の都道府県以外の都道府県の市町村であり、特別区を含む。以下「隣接市町村」という。)に所在す

に所在すること。

- ③ 当該医療法人の開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院が相互に近接していること。
 - ※ 「近接」とは、概ね10km圏内に所在し、自動車で移動する場合、概ね30分以内で到達が可能であるもの。

4 (略)

(3) (略)

5 (略)

- 6 公的な運営に関する要件について(法第42条の2第1項第6号関係)
- (1) 医療法人の運営について(医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。)第30条の35の3第1項第1号関係)

(1)~⑥ (略)

⑦ 毎会計年度(医療法上の会計年度をいう。以下同じ。)の末日における遊休財産額は、直近に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業(法第42条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第42条の2第1項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。)に係る費用の額(損益計算書(医療法人における事業報告書等の様式について(平成19年医政指発第0330003号。以下「事業報告書等通知」という。)の1の(4)に規定する損益計算書をいう。第2の6の(2)の①、②及び④において同じ。)の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。)を超えてはならないこと。

なお、遊休財産額は、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上す

ること。

- ③ 当該医療法人の開設する全ての病院、診療所<u>及び</u>介護老人保健施設が相互に近接していること。
 - ※ 「近接」とは、概ね10km圏内に所在し、自動車で移動する場合、概ね30分以内で到達が可能であるもの。

④ (略)

(3) (略)

5 (略)

- 6 公的な運営に関する要件について(法第42条の2第1項第6号関係)
- (1) 医療法人の運営について(医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。)第30条の35の3第1項第1号関係)

①~⑥ (略)

⑦ 毎会計年度(医療法上の会計年度をいう。以下同じ。)の末日における遊休財産額は、直近に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業(法第42条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第42条の2第1項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。)に係る費用の額(損益計算書(医療法人における事業報告書等の様式について(平成19年医政指発第0330003号。以下「事業報告書等通知」という。)の1の(4)に規定する損益計算書をいう。第2の6の(2)の①及び③において同じ。)の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。)を超えてはならないこと。

なお、遊休財産額は、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上す

る資産の総額から次のイからへまでに掲げる資産のうち保有する 資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額 に、純資産の額(貸借対照表(事業報告書等通知の1の(3)に規定 する貸借対照表をいう。以下同じ。)上の資産の額から負債の額を 控除して得た額をいう。)の資産の総額に対する割合(貸借対照表 の純資産の部の合計額の資産の部の合計額に占める割合をいう。た だし、評価・換算差額等を計上する場合にあっては、当該評価・換 算差額等の額を純資産の部の合計額及び資産の部の合計額からそ れぞれ控除するものとする。)を乗じて得た額とする。

また、当該医療法人の経理は、その法人が行う業務の種類及び規模に応じて、その内容を適正に表示するに必要な帳簿書類を備えて、収入及び支出並びに資産及び負債の明細が適正に記帳されていること。

さらに、保有する資産の明細表は、法第51条の<u>4</u>第2項の規定に基づき備置き及び閲覧等の措置が講じられているものでなければならないこと。

イ 当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設<u>又は</u> 介護医療院の業務の用に供する財産

ロ~へ (略)

(8)~(9) (略)

- (2) 医療法人の事業について(規則第30条の35の3第1項第2号関係)
 - ① 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る 費用の額(損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をい う。)が、全費用の額(損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務 事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額をいう。)

る資産の総額から次のイからへまでに掲げる資産のうち保有する 資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額 に、純資産の額(貸借対照表(事業報告書等通知の1の(3)に規定 する貸借対照表をいう。以下同じ。)上の資産の額から負債の額を 控除して得た額をいう。)の資産の総額に対する割合(貸借対照表 の純資産の部の合計額の資産の部の合計額に占める割合をいう。た だし、評価・換算差額等を計上する場合にあっては、当該評価・換 算差額等の額を純資産の部の合計額及び資産の部の合計額からそ れぞれ控除するものとする。)を乗じて得た額とする。

また、当該医療法人の経理は、その法人が行う業務の種類及び規模に応じて、その内容を適正に表示するに必要な帳簿書類を備えて、収入及び支出並びに資産及び負債の明細が適正に記帳されていること。

さらに、保有する資産の明細表は、法第51条の<u>2</u>第2項の規定に基づき備置き及び閲覧等の措置が講じられているものでなければならないこと。

イ 当該医療法人が開設する病院、診療所<u>又は</u>介護老人保健施設の 業務の用に供する財産

ロ~へ (略)

8~9 (略)

(2) 医療法人の事業について(規則第30条の35の3第1項第2号関係)

の100分の60を超えること。

② 社会保険診療(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第 26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。) に係る 収入金額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係 る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準 によっている場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね 100分の10以下の場合をいう。)の場合に限る。)を含む。)、健 康増進法(平成14年法律第103号)第6条各号に掲げる健康増 進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業(健康診査 に係るものに限る。以下同じ。)に係る収入金額(当該収入金額が 社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限 る。)、予防接種(予防接種法(昭和23年法律第68号)第2条第 6項に規定する定期の予防接種等その他厚生労働大臣が定める予 防接種をいう。)に係る収入金額、助産(社会保険診療及び健康増 進事業に係るものを除く。)に係る収入金額(1の分娩に係る助産 に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とす る。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による保 険給付に係る収入金額(租税特別措置法第26条第2項第4号に掲 げる保険給付に係る収入金額を除く。) の合計額が、全収入金額(損 益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業 損益に係る事業収益の合計額をいう。)の100分の80を超える こと。

なお、健康増進事業に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等 に係る収入金額の合計額とする。

イ~ヌ (略)

③ 自費患者(社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法

社会保険診療(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第2 6条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収 入金額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る 患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準に よっている場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね1) 00分の10以下の場合をいう。)の場合に限る。)を含む。)、健康 増進法(平成14年法律第103号)第6条各号に掲げる健康増進 事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業(健康診査に 係るものに限る。以下同じ。)に係る収入金額(当該収入金額が社 会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。) 及び助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)に 係る収入金額(1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超 えるときは、50万円を限度とする。)の合計額が、全収入金額(損 益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業 損益に係る事業収益の合計額をいう。)の100分の80を超える こと。(この場合において、規則第30条の35の3第1項第2号 イの判定に当たっては、介護保険法(平成9年法律第123号)の 規定に基づく保険給付に係る収入金額の一部等も社会保険診療に <u>係る収入に含ま</u>れることに留意すること。)

なお、健康増進事業に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等 に係る収入金額の合計額とする。

イ~ヌ (略)

② 自費患者(社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法

に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。) に対し請求する金額が、 社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

なお、社会保険診療報酬と同一の基準とは、次に掲げるものの ほか、その法人の診療報酬の額が診療報酬の算定方法に関する厚生 労働省告示の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の 施行に関する諸通達の定めるところにより算定した額程度以下で あることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに 従ってされているものであること。

イ~口 (略)

④ 医療診療(社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。)により収入する金額(損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。)が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用(投薬費を含む。)等患者のために直接必要な経費の額(損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。)に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。

- 7 (略)
- 8 その他

すべての理事をもって組織する理事会を置き、その運営について、 次に掲げる事項が定款又は寄附行為において定められ、適正に行われ ていること。

①~③ (略)

④ 次に掲げる事項は、理事会において議決事項について特別の利害 関係を有する理事を除く理事総数の3分の2以上の多数による議決 を必要とし、その他の事項については議決事項について特別の利害 関係を有する理事を除く理事総数の過半数の議決を必要とする。 に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。) に対し請求する金額が、 社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

なお、社会保険診療報酬と同一の基準とは、次に掲げるものの ほか、その法人の診療報酬の額が診療報酬の算定方法に関する厚生 労働省告示の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の 施行に関する諸通達の定めるところにより算定した額程度以下で あることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに 従ってされているものであること。

イ~口 (略)

- ③ 医療診療(社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。)により収入する金額(損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。)が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用(投薬費を含む。)等患者のために直接必要な経費の額(損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。)に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。
- 7 (略)
- 8 その他

すべての理事をもって組織する理事会を置き、その運営について、 次に掲げる事項が定款又は寄附行為において定められ、適正に行われ ていること。

①~③ (略)

④ 次に掲げる事項は、理事会において議決事項について特別の利害 関係を有する理事を除く理事総数の3分の2以上の多数による議 決を必要とし、その他の事項については議決事項について特別の利 害関係を有する理事を除く理事総数の過半数で決し、可否同数のと

- イ 定款又は寄附行為の変更
- ロ 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)
- ハ 毎事業年度の事業計画の決定又は変更
- ニ 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取 崩し
- ホ 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の<u>積</u> 立額の決定及び取崩し
- へ 収支予算及び決算の決定又は変更
- ト 重要な資産の処分
- チ 借入金額の最高限度額の決定
- ⑤ (略)
- 第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項
- 1~5 (略)
- 6 社会医療法人の認定を取り消された医療法人の救急医療等確保事業に 係る業務の継続的な実施に関する計画の認定等
- (1) (略)
- (2) 実施計画の認定を受けようとする医療法人は、次に掲げる書類を提出すること。
 - ① (略)
- ② 実施計画 別添8 (規則第30条の36の3の別記様式第1の3
 - ※ 実施計画(変更があった場合はその変更後のもの)に記載され た救急医療等確保事業に係る業務の実施期間(以下「実施期間」 という。)中に整備される救急医療等確保事業に係る業務の実施に 必要な施設及び設備は、別添1の基準に記載されている施設及び 設備のうち、法人税法施行令第13条第1号から第8号までに掲

きは、議長の決するところによる。

- イ 定款又は寄附行為の変更
- ロ 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)
- ハ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- ニ 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び 取崩し
- ホ 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の 保有額の決定及び取崩し
- へ 収支予算及び決算の決定
- ト 剰余金又は損失金の処理
- チ 借入金額の最高限度額の決定
- ⑤ (略)
- 第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項
- 1~5 (略)
- 6 社会医療法人の認定を取り消された医療法人の救急医療等確保事業に 係る業務の継続的な実施に関する計画の認定等
- (1) (略)
- (2) 実施計画の認定を受けようとする医療法人は、次に掲げる書類を提出すること。
 - ① (略)
 - ② 実施計画 別添8 (規則第30条の36の3の様式第1の3
 - ※ 実施計画(変更があった場合はその変更後のもの)に記載され た救急医療等確保事業に係る業務の実施期間(以下「実施期間」 という。)中に整備される救急医療等確保事業に係る業務の実施に 必要な施設及び設備は、別添1の基準に記載されている施設及び 設備のうち、法人税法施行令第13条第1号から第8号までに掲

げる資産に該当するものを記載すること。この場合において、同 令第55条第1項に規定する資本的支出に該当するものは含まれ るが、それ以外の修繕費、賃借料等については含まれないこと、 当該救急医療等確保事業の用に供される見込みであるものであれ ば、その一部が当該救急医療等確保事業以外の事業の用に供され る見込みであるものであっても、対象となることに留意すること。

③~④ (略)

(3)~(4) (略)

- (5) 実施計画の認定を受けた医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、 次に掲げる書類を都道府県知事に提出しなければならないこと。
 - ① 実施計画の実施状況報告書 別添10(規則第30条の36の9 第1項の別記様式第1の4)

② (略)

(6)~(12) (略)

7 その他

(1)~(2) (略)

(3) 特定事業準備資金 (第2の6(1)⑦のへ) について

①~② (略)

③ 当該資金の目的である事業ごとに、貸借対照表において次の科目をもって掲記し、他の資金と明確に区分して経理されていること。 ア 資産の部 〇〇事業特定預金(固定資産のその他の資産に掲記)

イ 純資産の部 〇〇事業積立金(積立金に掲記)

④ (略)

(4) 附帯業務及び収益業務の実施について

げる資産に該当するものを記載すること。この場合において、同 令第55条第1項に規定する資本的支出に該当するものは含まれ るが、それ以外の修繕費、賃借料等については含まれないこと、 当該救急医療等確保事業の用に供される見込みであるものであれ ば、その一部が当該救急医療等確保事業以外の事業の用に供され る見込みであるものであっても、対象となることに留意すること。

(3)~(4) (略)

(3)~(4) (略)

- (5) 実施計画の認定を受けた医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、 次に掲げる書類を都道府県知事に提出しなければならないこと。
 - ① 実施計画の実施状況報告書 別添10(規則第30条の36の9 第1項の様式第1の4)

② (略)

(6)~(12) (略)

7 その他

(1)~(2) (略)

(3) 特定事業準備資金 (第2の6(1)⑦のへ) について

①~② (略)

- ③ 当該資金の目的である事業ごとに、貸借対照表において次の科目をもって掲記し、他の資金と明確に区分して経理されていること。ア 資産の部 〇〇事業特定預金(固定資産のその他の資産に掲記)
 - イ 純資産の部 〇〇事業積立金 (<u>利益剰余金のその他利益剰余</u> 金に掲記)

4 (略)

(4) 附帯業務及び収益業務の実施について

定款又は寄附行為に定めのない業務を行うことは法令に違反する事実となるため、新たに法第42条各号に掲げる業務及び同法第42条の2第1項又は法第42条の3第2項に規定する収益業務を行うに場合にあっては、定款又は寄附行為の変更等の手続きに遺漏がないよう留意するものであること。

ただし、当該医療法人の開設する病院等の業務の一部として又は これに附随して行われるものは含まれないものとし、特段の定款変 更等は要しないものとすること。

この場合、附随して行われる業務とは、次に掲げる業務であること。

- ① (略)
- ② 病院等の施設外で当該病院等に通院する患者を対象として行われる業務であって、当該病院等において提供される医療又は療養に連続して行われるものであること。

したがって、当該病院等への、又は、当該病院等からの患者搬送は、病院等の業務に附随して行われるものとされ、当該病院等以外の病院から同じく当該病院等以外の病院への患者搬送は収益業務とされること。

③ (略)

(5)~(8) (略)

定款又は寄附行為に定めのない業務を行うことは法令に違反する事実となるため、新たに法第42条各号に掲げる業務及び同法第42条の2第1項又は法第42条の3第2項に規定する収益業務を行うに場合にあっては、定款又は寄附行為の変更等の手続きに遺漏がないよう留意するものであること。

ただし、当該医療法人の開設する病院等の業務の一部として又は これに附随して行われるものは含まれないものとし、特段の定款変 更等は要しないものとすること。

この場合、附随して行われる業務とは、次に掲げる業務であること。

- ① (略)
- ② 病院等の施設外で当該病院に通院する患者を対象として行われる 業務であって、当該病院等において提供される医療又は療養に連続して行われるものであること。

したがって、当該病院等への、又は、当該病院等からの患者搬送は、病院等の業務に附随して行われるものとされ、当該病院等以外の病院から同じく当該病院等以外の病院への患者搬送は収益業務とされること。

③ (略)

(5)~(8) (略)

○「社会医療法人の認定について」(平成20年医政発第0331008号)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

	5	女 :	正 後			改	正前
別添 1				別添 1			
業務の区分	当該業 務を行 う病院 又は診 療所の	当該業務を行うための体制	当該業務の実績	業務の区分	当該業 務を行 う病院 又は診 療所の	当該業務を行うための体制	当該業務の実績
	構造設備				構造設備		
救急医療	(略)	(略)	(略)	救急医療	(略)	(略)	(略)
(精神科救急医療の場合)	(略)	(略)	次の基準に該当すること。 当該病院において直近に終了した3会計年度 における精神疾患に係る時間外等診療件数が、当 該病院の所在地が属する精神科救急医療圏内の 人口1万人対7.5件以上であること。 ※「時間外等診療件数」とは、次に掲げる算定件 数の合計をいう。 ①診療時間以外の時間(休日及び深夜を除く。 以下同じ。)において初診又は再診を行った場合の時間外加算の算定件数(患者又はその 看護に当たっている者から電話等によって 治療上の意見を求められて指示した場合に 算定することができる再診料の件数は除く。 ②から④までにおいても同じ。) ②休日(深夜を除く。以下同じ。)において初 診又は再診を行った場合の休日加算の算定 件数 ③深夜において初診又は再診を行った場合の 深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療 機関が初診又は再診を行った場合の当該時 間外加算の特例の算定件数	(精神科教急医療の場合)	(略)	(略)	次の基準に該当すること。 当該病院において直近に終了した3会計年度における精神疾患に係る時間外等診療件数が、当該病院の所在地が属する精神科教急医療圏内の人口1万人対7.5件以上であること。 ※「時間外等診療件数」とは、次に掲げる算定件数の合計をいう。 ①診療時間以外の時間(休日及び深夜を除く。)において初診又は再診を行った場合の時間外加算の算定件数(患者又はその看護に当たっている者から電話等によって治療上の意見を求められて指示した場合に算定することができる再診料の件数は除く。②から④までにおいても同じ。) ②休日(深夜を除く。)において初診又は再診を行った場合の休日加算の算定件数 ③深夜において初診又は再診を行った場合の深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診又は再診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数

			※なお、①~④以外であって、診療時間以外の時間、休日又は深夜における初診又は再診に引き続いて入院した患者数についても、「時間外等診療件数」に含めること。 ※精神科救急医療圏内の人口は、直近に公表された国勢調査又は人口推計年報(総務省統計局)による都道府県又は市区町村別の人口総数の合計数をいう。				※精神科救急医療圏内の人口は、直近に公表され た国勢調査又は人口推計年報(総務省統計局)に よる都道府県又は市区町村別の人口総数の合計 数をいう。
災害医療	(略)	(略)	(略)	災害医療	(略)	(略)	(略)
へき地医療	(略)	(略)	(略)	へき地医療	(略)	(略)	(略)
周産期医療	(略)	(略)	(略)	周産期医療	(略)	(略)	(略)
小児救急医療	(略)	(略)	次の基準に該当すること。 当該病院において6歳未満の乳幼児の時間外等加算割合が20%以上であること。 ※「6歳未満の乳幼児の時間外等加算割合」とは、直近に終了した3会計年度における次に掲げる算定件数の合計の6歳未満の乳幼児の初診料算定件数に占める割合をいう。 ①診療時間以外の時間(休日及び深夜を除く。以下同じ。)において6歳未満の乳幼児の初診を行った場合の時間外加算の算定件数 ②休日(深夜を除く。以下同じ。)において6歳未満の乳幼児の初診を行った場合の特別の初診を行った場合の保を加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が6歳未満の乳幼児の初診を行った場合の深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が6歳未満の乳幼児の初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数 ※なお、①~④以外であって、診療時間以外の時間、休日又は深夜における初診に	小児救急医療	(略)	(略)	次の基準に該当すること。 当該病院において6歳未満の乳幼児の時間外等加算割合が20%以上であること。 ※「6歳未満の乳幼児の時間外等加算割合」とは、直近に終了した3会計年度における次に掲げる算定件数の合計の6歳未満の乳幼児の初診料算定件数に占める割合をいう。 ①診療時間以外の時間(休日及び深夜を除く。)において6歳未満の乳幼児の初診を行った場合の時間外加算の算定件数 ②休日(深夜を除く。)において6歳未満の乳幼児の初診を行った場合の深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が6歳未満の乳幼児の初診を行った場合の深夜加算の算定件数

_				
		引き続いて入院した患者数についても、		
		上記の算定件数の合計に含めること。		

○「社会医療法人の認定について」(平成20年医政発第0331008号)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前							
1. 社会医療法人関係書類一覧				1. 社会医療法人関係書類一覧							
申請書類一覧	申請時	毎決 算後	備考	申 請 書 類 一 覧 申 請 每決 備 時 算後 考							
□ 社会医療法人認定申請書□ 決算届□ 別表(医療法第42条の2第1項第4号の要件に該当する旨を説明する書類)	0 - 0	_ O		□ 社会医療法人認定申請書 ○ - □ 決算届 - ○ □ 別表 (医療法第42条の2第1項第4号の要件に該当する旨を説明する書類) ○ ○							
(医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類)				(医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類)							
□ 添付書類 (構造設備及び体制) □ 添付書類 1 − 1 (救急医療) 申間外等加算件数明細表 添付書類 1 − 2 (救急医療) 夜間等救急自動車等搬送件数明細表 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類 (救急搬送証明書等写し) 添付書類 1 − 3 (精神科救急医療) 申間外等診療件数明細表 □ 受診時間等を証明する書類 応急入院指定病院である旨を証明する書類 (指定書等写し) 添付書類 2 (災害医療) □ 添付書類 1 − 1 (救急医療)又は 1 − 2 (救急医療)(添	○ 左の付類う該す要のの添記添書のち当る件もを付	左の付類う該す要のの添記添書のち当る件もを付	**	□ 添付書類(構造設備及び体制) ○ ○ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※							
付資料を含む)											

		訓練又は研修に参加したことを証明する書類(修了証又				訓	練又は研修に参加したことを証明する書類(修了証又			
		は参加依頼文等写し)				は	は参加依頼文等写し)			
		添付書類3-1(へき地医療)				添	た付書類3-1(へき地医療)			
		医師派遣明細表				因	医師派遣明細表			
	Ш	医師の延べ派遣日数を証明する書類(支援診療所との協				医	医師の延べ派遣日数を証明する書類(支援診療所との協			
		定書等写し)				定	官書等写し)			
		添付書類3-2(へき地医療)				添	系付書類3−2(へき地医療)			
		巡回診療明細表				□ 巡	巡回診療明細表			
		巡回診療の延べ診療日数を証明する書類(事業計画書等)				巡	巡回診療の延べ診療日数を証明する書類(事業計画書等)			
		添付書類3-3(へき地医療)					た付書類3−3(へき地医療)			
		へき地診療所診療日明細表				^	- き地診療所診療日明細表			
		添書書類3-4(へき地医療)				添	た書書類3-4(へき地医療)			
		医師派遣明細表				□□□	医師派遣明細表			
		医師の延べ派遣日数を証明する書類(協定書等写し)				医	医師の延べ派遣日数を証明する書類(協定書等写し)			
		添付書類3-5(へき地医療)				添	た付書類3−5(へき地医療)			
	П	医師派遣明細表、巡回診療明細表				E	医師派遣明細表、巡回診療明細表			
		医師の延べ派遣日数を証明する書類、巡回診療の延べ診					医師の延べ派遣日数を証明する書類、巡回診療の延べ診			
		療日数を証明する書類				療	寮日数を証明する書類			
		添付書類4(周産期医療)				添	系付書類 4 (周産期医療)			
		母体搬送件数明細表					3体搬送件数明細表			
		母体搬送件数を証明する書類(救急搬送証明書等写し)				日	母体搬送件数を証明する書類(救急搬送証明書等写し)			
		添付書類 5 (小児救急医療)					系付書類 5 (小児救急医療)			
		時間外等加算件数明細表				一時	持間外等加算件数明細表			
		受診時間等を証明する書類				(公的:	な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類)			
ŀ	(/)					添	系付書類6(公的な運営に関する要件(医療法第42条			
ŀ	(2	ぶけ書類 6 (公的な運営に関する要件 (医療法第42条				σ,	つ2第1項第1号から第3号まで及び第6号) に該当す	\circ	0	
		の2第1項第1号から第3号まで及び第6号)に該当す	0	\circ			る旨を説明する書類(運営))			ll
		る旨を説明する書類(運営))				珥	里事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準	0	0	*
		の目で成功する音類(座音// 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準	0	0	*	直	重近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書	0	_	
		连事、監事及り計職員に対する報酬等の又相塞中 直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書	0			1 書	書類付表1(理事、監事、社員及び評議員に関する明細	\circ	\circ	
L		<u> </u>		_		□∶表	長))	

書類付表1(理事、監事、社員及び評議員に関する明細	0	0		□ 書類付表 2 (経理等に関する明細表) ○ ○						
表)	0			□ 書類付表 3 (保有する資産の明細表) ○ ※						
□ 書類付表 2 (経理等に関する明細表)	0	0		添付書類7 (公的な運営に関する要件 (医療法第42条 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○						
□ 書類付表 3 (保有する資産の明細表)	0	0	*	│ │ │ │ │						
添付書類7 (公的な運営に関する要件(医療法第42条	0			診療報酬規程						
□ の2第1項第6号) に該当する旨を説明する書類(事業))	 			-						
診療報酬規程	0	0		」						
注) (略)				注)(略)						
2. 定款(寄附行為)変更認可申請関係書類一覧				2. 定款(寄附行為)変更認可申請関係書類一覧						
申 請 書 類 一 覧				申 請 書 類 一 覧						
□ 定款(寄附行為)変更認可申請書				□ 定款(寄附行為)変更認可申請書						
定款又は寄附行為の変更内容(新旧条照表を添付すること	。) 及びる	その事由	を記	定款又は寄附行為の変更内容(新旧条照表を添付すること。)及びその事由を記						
┃┃ 載した書類				□						
│	ことを訂	Eする書類	· 須	□ 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続きを経たことを証する書類						
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		_,,		··· 社団の医療法人にあっては、社員総会の議事録						
	事録									
				(医療法第42条の2第1項の収益業務を行う場合)						
│	予算書			□ 定款又は寄附行為変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書						
│				□ 新たに寄附を受ける場合、その申込書の写し						
	書及びる	その評価	額を	(寄附が不動産の場合、その申込書の写し、登記事項証明書及びその評価額を						
証明する書類)				証明する書類)						
│ │ □ 土地、建物等を賃貸する場合、その契約書の写しと登記事	項証明書	\$		□ 土地、建物等を賃貸する場合、その契約書の写しと登記事項証明書						
┗ 注) (1) 新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合、又は	社会医療	景法人の記	忍定が	』						
取り消された場合にあっては、医療法第 <u>54</u> 条 <u>の9</u> 第 <u>3</u> 項	の規定に	こ基づき気	取り消された場合にあっては、医療法第 <u>50</u> 条第 <u>1</u> 項の規定に基づき定款又は寄							

は寄附行為の変更が必要であること。	附行為の変更が必要であること。
(2) 該当する書類にチェックをすること。	(2) 該当する書類にチェックをすること。
3. 決算届出関係書類一覧	3. 決算届出関係書類一覧
届 出 書 類 一 覧	届 出 書 類 一 覧
□ 事業報告書	事業報告書
□ 財産目録	□ 財産目録
□ 貸借対照表	□ 貸借対照表
□ 損益計算書	□ 損益計算書
□ 関係事業者との取引の状況に関する報告書	□ 監事の監査報告書
□ 監事の監査報告書	医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明
医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明す	する書類
る書類	(「1. 社会医療法人関係書類一覧」参照)
(「1. 社会医療法人関係書類一覧」参照)	(医療法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した場合)
(医療法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した場合)	上記に掲げる書類
上記に掲げる書類	□ 純資産変動計算書
□ 純資産変動計算書	□ キャッシュ・フロー計算書
□ キャッシュ・フロー計算書	□ 附属明細表
□ 附属明細表	□ 公認会計士又は監査法人の監査報告書
□ 公認会計士又は監査法人の監査報告書	
注) (略)	注) (略)

別表2 医療法第42条の2第1項第4号ロの要件に該当する旨	を説明する書類 医療法第4	別表2					
申請者名		<u>申請者名</u> 印					
住 所:		生 所	:				
以下のとおり相違ありません。	以下のとおり相	違ありません。					
1 開設する全ての病院、診療所 <u>、</u> 介護老人保健施設 <mark>及び介護</mark> 医	E療院 1 開設する全で	の病院、診療所 <mark>及び</mark> 介護老人保	呆健施設				
名 称 所 在 地 救急	医療等確保事業の別 名 科	所 在 力	地 救急医療等確保事業の別				
2 隣接市町村(注)に開設する全ての診療所、介護老人保健旅	西設 <u>及び介護医療院</u> 2 隣接市町村((注) に開設する全ての診療所 <u>.</u>	<mark>及び</mark> 介護老人保健施設				
名 称 所 在 地 救急	医療等確保事業の別 名 称	所 在 ±	地 救急医療等確保事業の別				

(注) 隣接市町村とは、当該医療法人の開設する病院の所在地を含む二次医療圏に隣接した市町村(当該病院の所在地の都道府県以外の都道府県の市町村であり、特別区を含む。)のこと。

(記載上の注意事項)

- 医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合するか否かに係わらず開設する 病院、診療所(指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。)、介護老人保健 施設及び介護医療院を全て記載すること。
- 「救急医療等確保事業の別」欄に記載する内容は、申請書(別添2-1)又は決算届(別添2-2)に記載した内容と一致していること。

添付書類

○ 当該医療法人が開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院 の所在地が示された地図

(注) 隣接市町村とは、当該医療法人の開設する病院の所在地を含む二次医療圏に隣接した市町村(当該病院の所在地の都道府県以外の都道府県の市町村であり、特別区を含む。)のこと。

(記載上の注意事項)

- 医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合するか否かに係わらず開設する 病院、診療所(指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。) <u>及び</u>介護老人 保健施設を全て記載すること。
- 「救急医療等確保事業の別」欄に記載する内容は、申請書(別添2-1)又は決算届(別添2-2)に記載した内容と一致していること。

添付書類

○ 当該医療法人が開設する全ての病院、診療所<u>及び</u>介護老人保健施設の所在地が示された地図

○「社会医療法人の認定について」(平成20年医政発第0331008号)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

		改 正	後						改 正	前		
添付書類 1 - 1 (救急医療) 医療法第 4 2条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類							添付書類1-1 (救急医療) 医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類					
		<u>申請者名</u> 住 所			fi				<u>申請者名</u> 住 所			
以下	ぶ のとおり相違ありません	v _o				以T	「のとおり相違さ	ありません	V _o			
	病院名						病院	名				
	病院の所在地						病院の所在は	地				
	管轄保健所名						管轄保健所	名				
[朗	持間外等加算割合〕					(B	持間外等加算割 省	合]				
	区分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合	計		区	分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合	計
	初診料の算定件数	件	件	A	件		初診料の算定	件数	件	件	A	件
	内 時間外加算の算定 件数	件	件	①	件		内 時間外加算件数	章の算定	件	件	①	件

内 休日加算の算定件	件	件	② 件
数	14-	1+	2 14
内 深夜加算の算定件	件	件	③ 件
数	IT	IT	
内 時間外加算の特例	件	件	④ 件
の算定件数	IT	IT	9 IT
時間外等加算割	%		
	70		

○ 直近に終了した3会計年度における初診料(診療報酬の算定方法(平成20年 厚生労働省告示第<u>59</u>号)別表第一区分番号A000に掲げるものをいう。)の算定 件数を記載すること。

添付資料

○ 時間外等加算件数明細表

時間外等加算件数明細表(略)

内 休日加算の算定件 数	件	件	2	件
内 深夜加算の算定件 数	件	件	3	件
内 時間外加算の特例 の算定件数	件	件	4	件
時間外等加算割		%		

(記載上の注意事項)

○ 直近に終了した3会計年度における初診料(診療報酬の算定方法(平成<u>18</u>年 厚生労働省告示第<u>92</u>号)別表第一区分番号A000に掲げるものをいう。)の算定 件数を記載すること。

添付資料

○ 時間外等加算件数明細表

時間外等加算件数明細表(略)

添付書類1-3 (精神科救急医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者	音名:	
/ }	₩.	

以下のとおり相違ありません。

病院名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

[時間外等診療件数]

								内:	電話等		
□	分	初	診	料	再	診	料		による	合	計
区	カ			(A)			(B)	Ī	再診料		(A+B-C)
								(C)			
時間外加算	の算定			件			件		<i>(</i> +-	<u>(1)</u>	<i>(</i> +-
件数				1111			111		件	1	件
休日加算の	算定件			件			件		件	2	件
数				111			17		17	(17
深夜加算0	算定件			件			件		件	3	件
数				11			1+		117	(a)	17

添付書類1-3 (精神科救急医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請	者名:	£
住	所:	

以下のとおり相違ありません。

病院名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

[時間外等診療件数]

Z	爻 分	初	診 料 (A)	再	診 料 (B)	内 電話等 による 再 診 料 (C)	合	計 (A+B-C)
時間件数	外加算の算定		件		件	件	1	件
休日数	加算の算定件		件		件	件	2	件
深夜数	加算の算定件		件		件	件	3	件

時間外等診	<u>6</u>	件			
<u>上記以外の時間外</u> 等入院患者数	<u>件</u>	<u>件</u>		<u>5</u>	<u>件</u>
時間外加算の特例 の算定件数	件	件	件	4	件

- 直近に終了した3会計年度における時間外等診療件数を記載すること。
- 「上記以外の時間外等入院患者数」については、①~④以外であって、初診に 引き続いて入院した患者数を初診料(A)の欄へ計上し、再診に引き続いて入院 した患者数を再診料(B)の欄へ計上すること。

添付資料

- 時間外等診療件数明細表
- 「上記以外の時間外等入院患者数」の受診時間を証明する書類及び入院した病室等の名称並びに算定した入院料の名称を証明する書類(救急患者の日報、入院カルテ等。但し、患者の氏名等に係る部分については消去等の処理をすること。)
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第3 3条の4の規定に基づく応急入院指定病院である旨を証明する書類(指定書等の 写し)を添付すること。

時間外加算の特例 の算定件数	件	件	件	4	件
時間外等	<u>⑤</u>	件			

(記載上の注意事項)

○ 直近に終了した3会計年度における時間外等診療件数を記載すること。

添付資料

○ 時間外等診療件数明細表

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第3 3条の4の規定に基づく応急入院指定病院である旨を証明する書類(指定書等の 写し)を添付すること。

[精神科救急医療圈]

精神科救急医療 圏名			人	
	<u>7</u>	人	(統計表名)
人口1万人対時間	 引外等診療	件数	(<u>6</u> / <u>7</u> ×10,000)	人

(記載上の注意事項)

○ 直近に公表された国勢調査又は人口推計年報(総務省統計局)による都道府県 又は市区町村別の人口総数の合計数を記載すること。

時間外等診療件数明細表

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話 等による再 診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定	件	件	件	件
件数		.,	.,	
休日加算の算定件	件	件	件	件
数	IT	IT	IT	П
深夜加算の算定件	件	件	件	件
数	14	14	1十	14
時間外加算の特例	件	件	<i>(t</i> +-	件
の算定件数	14	14	件	14

[精神科救急医療圈]

精神科救急医療 圏名		人口	
	<u>⑥</u> 人	(統計表名)
人口1万人対時間	引外等診療件数	(<u>5</u> / <u>6</u> ×10,000)	人

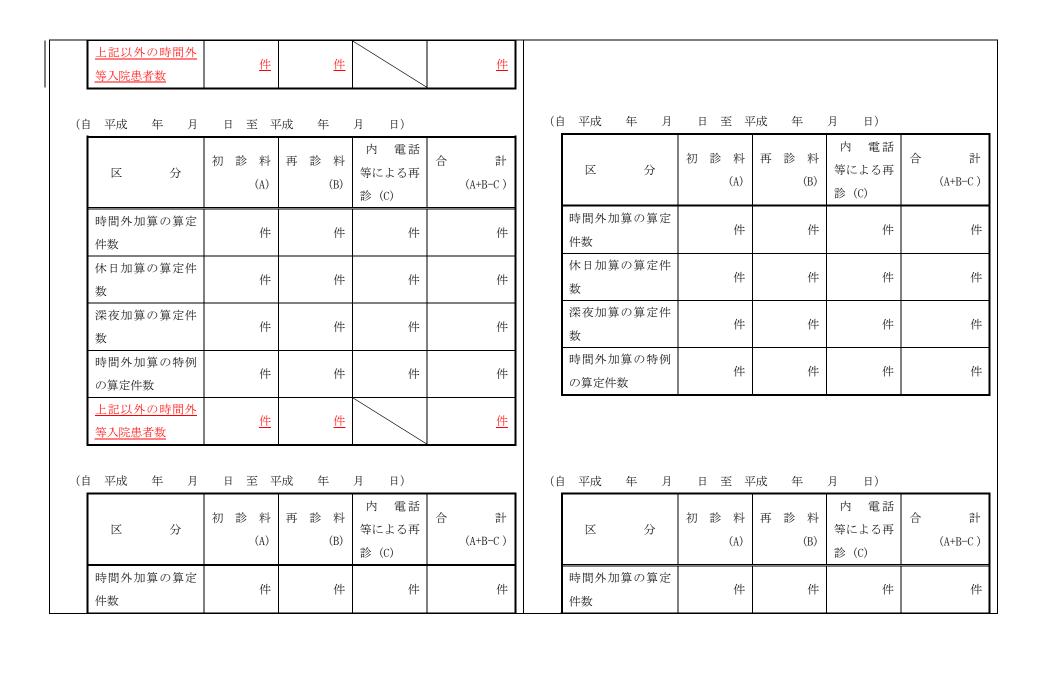
(記載上の注意事項)

○ 直近に公表された国勢調査又は人口推計年報(総務省統計局)による都道府県 又は市区町村別の人口総数の合計数を記載すること。

時間外等診療件数明細表

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

区分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話 等による再 診(C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定 件数	件	件	件	件
休日加算の算定件 数	件	件	件	件
深夜加算の算定件 数	件	件	件	件
時間外加算の特例 の算定件数	件	件	件	件



休日加算の算定件	<i>[1</i>]	14-	I the	<i>(</i> +)-
数	件	件	件	件
深夜加算の算定件	件	件	件	件
数	111	111	14	14
時間外加算の特例	件	件	件	件
の算定件数			17	17
上記以外の時間外	<i>(</i> +	<i>(</i> +		<i>(</i> /+
等入院患者数	<u>件</u>	<u>件</u>		<u>件</u>

(合 計)

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話 等による再 診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定 件数	件	件	件	件
休日加算の算定件 数	件	件	件	件
深夜加算の算定件 数	件	件	件	件
時間外加算の特例 の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外 等入院患者数	<u>件</u>	<u>件</u>		<u>件</u>

(記載上の注意事項)

○(合計)の表以外については、会計年度毎に記載すること。

休日加算の算定件 数	件	件	件	件
深夜加算の算定件 数	件	件	件	件
時間外加算の特例 の算定件数	件	件	件	件

(合 計)

区 分	初 診 料	再 診 料 (B)	内 電話 等による再 診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定 件数	件	件	件	件
休日加算の算定件 数	件	件	件	件
深夜加算の算定件 数	件	件	件	件
時間外加算の特例 の算定件数	件	件	件	件

(記載上の注意事項)

○(合計)の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類3-5(へき地医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請	者名:		
<u></u>	所:	_	

以下のとおり相違ありません。

医療法人名	
病院名	
病院所在地	
へき地医療拠点病院名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

〔へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数〕

支援へき地医療 拠点病院名	派遣日数	派遣医師数	医師の延べ派遣 日数
	日間	人	人日
	日間	人	人目
	日間	人	人目
	日間	人	人目
	日間	人	人日

添付書類3-5(へき地医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請	者名:	<u></u> F[
住	所:	

以下のとおり相違ありません。

医療法人名	
病院名	
病院所在地	
へき地医療拠点病院名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

〔へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数〕

支援へき地医療 拠点病院名	派遣日数	派遣医師数	医師の延べ派遣 日数
	日間	人	人日
	日間	人	人目
	日間	人	人日
	日間	人	人目
	日間	人	人目

合 計 ※ 人日

※ 「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、106人日以上であること。

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度におけるへき地医療拠点病院に対する医師の延べ派 造日数を記載すること。
- 当該病院の所在地の都道府県のへき地医療拠点病院に対して行っている医師 派遣について記載すること。

添付資料

- 医師派遣明細表
- へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数を証明する書類(支援へき地 医療拠点病院との協定書等の写し)

医師派遣明細表(医療法人→へき地医療拠点病院)

派遣日 又は派遣 期間	派遣日数	派遣先 (へき地医 療拠点病院 名)	派遣 医師数	医師の 延べ派遣 日数	受診可能診療科目
	日間		人	人目	
	日間		人	人目	
	日間		人	人目	
	日間		人	人目	
	日間		人	人目	
	日間		人	人目	
	日間		人	人目	

合 計 ※ 人日

※ 「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、106人日以上であること。

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度におけるへき地医療拠点病院に対する医師の延べ派 遣日数を記載すること。
- 当該病院の所在地の都道府県のへき地医療拠点病院に対して行っている医師 派遣について記載すること。

添付資料

- 医師派遣明細表
- へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数を証明する書類(支援へき地 医療拠点病院との協定書等の写し)

医師派遣明細表(医療法人→へき地医療拠点病院)

派遣日 又は派遣 期間	派遣日数	派遣先 (へき地医 療拠点病院 名)	派遣医師数	医師の 延べ派遣 日数	受診可能診療科目
	日間		人	人目	
	日間		人	人目	
	日間		人	人目	
	日間		人	人目	
	日間		人	人目	
·	日間		人	人目	
	日間		人	人目	

	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人目	
	日間		人	人目	
	日間		人	人目	
	日間		人	人目	
	日間		人	人目	
	日間		人	人目	
合 計	_	_	_	人日	_

- 派遣日は「平成○年○月○日」、派遣期間は「平成○年○月○日~平成○ 年○月○日」と記載すること。
- 受診可能診療科目は派遣医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

[へき地に対する巡回診療の延べ診療日数]

地区名 (診療場所)	診療日数 (うち、純増日数)		診療医師数	延べ診療日数 (うち、純増日数	
		日間	人		人目
	(純増	日間)		(純増	人目)
		日間	人		人日
	(純増	日間)		(純増	人目)

	日間		人	人目	
	日間		人	人目	
	日間		人	人目	
	日間		人	人目	
	日間		人	人目	
	日間		人	人目	
	日間		人	人目	
	日間		人	人目	
	日間		人	人目	
合 計	_	_	_	人日	_

(記載上の注意事項)

- 派遣日は「平成○年○月○日」、派遣期間は「平成○年○月○日~平成○ 年○月○日」と記載すること。
- 受診可能診療科目は派遣医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

[へき地に対する巡回診療の延べ診療日数]

地区名	診療日数 (うち、純増日数)		沙库尼证 料	延べ診療日数		
(診療場所)			診療医師数	(うち、純増日数)		
		日間	人		人日	
	(純増	日間)		(純増	人日)	
		日間	人		人日	
	(純増	日間)		(純増	人日)	

			日間	人		人日
		(純増	日間)		(純増	人日)
			日間	人		人日
		(純増	日間)		(純増	人目)
			日間	人		人日
		(純増	日間)		(純増	人目)
合	計		日間		*	人日
百	iΤ	(純増	日間)		(純増	人目)

- ※ 「延べ診療日数」の(純増 人日)の合計欄は、106人日以上であること。 (記載上の注意事項)
 - 直近に終了した会計年度における、当該へき地医療拠点病院からへき地に 対する巡回診療の延べ診療日数を記載すること。
 - 地区名欄に地区名及び診療場所(○○公民館等)を()書で記載すること。
 - 当該へき地医療拠点病院の所在地の都道府県において行っている巡回診療について記載すること。
 - (純増 日間)には、直近に終了した会計年度における、当該へき地医療拠点病院からへき地に対する巡回診療の診療日数のうち、当該医療法人から医師の派遣を受けて行われた、<u>へき地に対する巡回診療の診療日数</u>を記載すること。

添付資料

- 巡回診療明細表
- へき地に対する巡回診療の延べ診療日数を証明する書類(事業計画書等)

			日間	人		人日
		(純増	日間)		(純増	人日)
			日間	人		人日
		(純増	日間)		(純増	人目)
			日間	人		人日
		(純増	日間)		(純増	人目)
	⇒ L.		日間		*	人目
合	計	(純増	日間)		(純増	人日)

- ※ 「延べ診療日数」の(純増 人日)の合計欄は、106人日以上であること。 (記載上の注意事項)
 - 直近に終了した会計年度における、当該へき地医療拠点病院からへき地に 対する巡回診療の延べ診療日数を記載すること。
 - 地区名欄に地区名及び診療場所(○○公民館等)を()書で記載すること。
 - 当該へき地医療拠点病院の所在地の都道府県において行っている巡回診療について記載すること。
 - (純増 日間)には、直近に終了した会計年度における、当該へき地医療拠点病院からへき地に対する巡回診療の診療日数のうち、当該医療法人から医師の派遣を受けて行われた、<u>へき地診療所に対する医師の派遣日数</u>を記載すること。

添付資料

- 〇 巡回診療明細表
- へき地に対する巡回診療の延べ診療日数を証明する書類(事業計画書等)

巡回診療明細表(へき地医療拠点病院→巡回診療)

診療日 又は 診療期間	診療日数 (うち、純増日 数)	巡回先 (診療場 所)	診療 医師 数	延べ 診療 日数	受診 可能 診療 科目	受診 延患 者数
	日間 (純増 日間)		人	人日		人
	日間 (純増 日間)		人	人日		人
	日間 (純増 日間)		人	人目		人
	日間 (純増 日間)		人	人日		人
	日間 (純増 日間)		人	人日		人
	日間 (純増 日間)		人	人目		人
	日間 (純増 日間)		人	人目		人
	日間 (純増 日間)		人	人日		人
	日間 (純増 日間)		人	人日		人

巡回診療明細表(へき地医療拠点病院→巡回診療)

	診療日 又は 診療期間	診療日数 (うち、純増日 数)		巡回先 (診療場 所)	診療 医師 数	延べ 診療 日数	受 可 診 科 目	受診 延患 者数
Ī		(純増	日間)		人	人目		人
		(純増	日間)		人	人日		人
		(純増	日間)		人	人目		人
		(純増	日間)		人	人目		人
		(純増	日間)		人	人目		人
		(純増	日間)		人	人日		人
		(純増	日間)		人	人目		人
		(純増	日間)		人	人目		人
		(純増	日間)		人	人目		人

		日間		人	人日		人
	(純増	日間)					
		日間		人	人日		人
	(純増	日間)		人	Λп		八
		日間		人	人日		Į.
	(純増	日間)		入	八日		人
		日間		人	人日		Į.
	(純増	日間)		八	八日		人
		日間		Į.	人日		Į.
	(純増	日間)		人	八日		人
		日間		人	人日		人
	(純増	日間)		八	八日		人
		日間		ı			1
	(純増	日間)		人	人日		人
合							
計	_	-	_	_	人日	_	_

- 診療日は「平成○年○月○日」、診療期間は「平成○年○月○日~平成○年 ○月○日」と記載すること。
- 受診可能診療科目は巡回診療に従事した医師が実際に診療できる科目を全 て記載すること。

			日間	人	人日	人	
		(純増	日間)		人	Λı	Х
			日間		Y	人日	Į.
		(純増	日間)		人	八日	人
ĺ			日間				ı
		(純増	日間)		人	人日	人
Ī			日間				ı
		(純増	日間)		人	人日	人
			日間				ı
		(純増	日間)		人	人日	人
Ī			日間				ı
		(純増	日間)		人	人日	人
Ī			日間			1 -	ı
I		(純増	日間)		人	人日	人
Ī	合						
	計		-	_	_	人日	

(記載上の注意事項)

- 診療日は「平成○年○月○日」、診療期間は「平成○年○月○日~平成○年 ○月○日」と記載すること。
- 受診可能診療科目は巡回診療に従事した医師が実際に診療できる科目を全 て記載すること。

添付書類 5	(小児救急医療)
	((1))1. 小人 かいへ 7豆 /

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者		
住	所·	

以下のとおり相違ありません。

病院名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

[6歳未満の時間外等加算割合]

区分	6歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	A 件	件
内 時間外加算の算 定件数	件	① 件	件
内 休日加算の算定 件数	件	② 件	件
内 深夜加算の算定 件数	件	③ 件	件

添付書類5 (小児救急医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請	者名:	
住	所:	

以下のとおり相違ありません。

病院名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

[6歳未満の時間外等加算割合]

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合計
初診料の算定件数	件	A (4	华
内 時間外加算の算 定件数	件	4 4	: 件
内 休日加算の算定 件数	件	(5) (4)	: 件
内 深夜加算の算定 件数	件	⑥ 件	牛

内 時間外加算の特 例の算定件数	件	4	件	件
上記以外の時間外等入 院患者数	<u>件</u>	<u>B</u>	<u>件</u>	<u>件</u>
時間外等加算	算割合		0/	
{(<u>1</u>)+ <u>2</u> +3+ <u>4</u>	\underline{B}) $/A + \underline{B}$	%		_

○ 直近に終了した3会計年度における初診料(診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)別表第一区分番号A000に掲げるものをいう。)の 算定件数を記載すること。

添付資料

- 時間外等加算件数明細表
- 「上記以外の時間外等入院患者数」の受診時間を証明する書類及び入院した 病室等の名称並びに算定した入院料の名称を証明する書類(救急患者の日報、 入院カルテ等。但し、患者の氏名等に係る部分については消去等の処理をする こと。)

時間外等加算件数明細表

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

٠.				
	区 分	6歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
	初診料の算定件数	件	件	件
	内 時間外加算の算 定件数	件	件	件
	内 休日加算の算定	件	件	件

内 時間外加算の特 例の算定件数	件	4	件	件
時間外等加算		0/		
{(1)+2+3+0		%	_	

(記載上の注意事項)

○ 直近に終了した3会計年度における初診料(診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)別表第一区分番号A000に掲げるものをいう。)の 算定件数を記載すること。

添付資料

○ 時間外等加算件数明細表

時間外等加算件数明細表

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算 定件数	件	件	件
内 休日加算の算定	件	件	件

件数			
内 深夜加算の算定	件	件	件
件数	П	IT	П
内 時間外加算の特	件	件	件
例の算定件数	117	117	T T
上記以外の時間外等入	(H-	件	<i>(</i> +-
院患者数	<u>件</u>	<u>1+</u>	<u>件</u>

(自	平成	年	月	日	至	平成	年	月	日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算 定件数	件	件	件
内 休日加算の算定 件数	件	件	件
内 深夜加算の算定 件数	件	件	件
内 時間外加算の特 例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入 院患者数	<u>件</u>	<u>件</u>	件

件	数			
件	内 深夜加算の算定 芸数	件	件	件
例	内 時間外加算の特 の算定件数	件	件	件

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

区 分	6歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算 定件数	件	件	件
内 休日加算の算定 件数	件	件	件
内 深夜加算の算定 件数	件	件	件
内 時間外加算の特 例の算定件数	件	件	件

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算 定件数	件	件	件
内 休日加算の算定 件数	件	件	件
内 深夜加算の算定 件数	件	件	件
内 時間外加算の特 例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入 院患者数	<u>件</u>	<u>件</u>	<u>件</u>

(合 計)

区 分	6歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算 定件数	件	件	件
内 休日加算の算定 件数	件	件	件
内 深夜加算の算定 件数	件	件	件

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

区 分	6歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算 定件数	件	件	件
内 休日加算の算定 件数	件	件	件
内 深夜加算の算定 件数	件	件	件
内 時間外加算の特 例の算定件数	件	件	件

(合 計)

区 分	6歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算 定件数	件	件	件
内 休日加算の算定 件数	件	件	件
内 深夜加算の算定 件数	件	件	件

内 時間外加算の特 例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入 院患者数	<u>件</u>	<u>件</u>	<u>件</u>

○(合計)の表以外については、会計年度毎に記載すること。

内 時間外加算の特	<i>(</i> ±.	化	件
例の算定件数	14	14	14

(記載上の注意事項)

○(合計)の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添	ш	-	坐天	\sim
275.4	╗	垂	亚 日	h

公的な運営に関する要件(医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6 号)に該当する旨を説明する書類(運営)

申請者	皆名:	
<i>(</i>) -	if .	

以下のとおり相違ありません。

1 運営組織(法第42条の2第1項第1号から第3号まで、規則第30条の35の<mark>3</mark> 1 運営組織(法第42条の2第1項第1号から第3号まで、規則第30条の35の<u>2</u> 第1項第1号イ及びハ)

	総数	最も人数の 多い親族等 のグループ の人数	親族等の割合	最も人数の 多い他の同 一団体のグ ループの人 数	他の同一団体の割合
理事	人	ı	0/	人	%
監事	人	人	%	人	%
社員	人	人	%		
評議員	人	人	%		

添付書類6

公的な運営に関する要件(医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6 号)に該当する旨を説明する書類(運営)

申請	者名:	
住	所:	

以下のとおり相違ありません。

第1項第1号イ及び二)

	総数	最も人数の 多い親族等 のグループ の人数	親族等の割合	最も人数の 多い他の同 一団体のグ ループの人 数	他の同一団体の割合
理事	人		0/	人	%
監事	人	人	%	人	%
社員	人	人	%		
評議員	人	人	%		

 2 役員等の選任方法(規則第30条の35の3第1項第1号□) (財団医療法人である場合は、該当する項目欄の□にチェックすること。) □ すべての評議員を理事会において推薦 			<u>(1)</u> <u>(2)</u>	(該当する 共通事項 □ 理事 社団医療 □ 財団医療 □ すべ	ての理事及び監事を社員総会で選任
		CONTINUE DE LA CITUM		"	CANTILLED STATE OF CITION
 3 報酬等の支給基準(規則第30条の35の3第1項第1号型) (該当する項目欄の口にチェックすること。) □ 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、支給基準を定めている 				(該当する	給基準(規則第30条の35の <mark>2</mark> 第1項第1号 <u>ホ</u>) 項目欄の口にチェックすること。) 、監事及び評議員に対する報酬等について、支給基準を定めている
		支給基準の内容			支給基準の内容
	理事			理事	
	監 事			監事	
	評議員			評議員	

泺	$\langle \cdot \rangle$	· 答彩
10/15	١,	12 1/-

- 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準
- 4 経理内容(規則第30条の35の<u>3</u>第1項第1号<u>ホ</u>及び<u>へ</u>)

区 分	医療法人の関係者、株式会社その他営利事 業を営む者又は特定の個人若しくは団体に 対する特別の利益の供与の内容	特別	の利 有無	
施設の利用		有	•	無
金銭の貸付け		有		黒
資産の譲渡		有		無
給与の支給		有		無
役員等の選任		有		無
その他財産の 運用及び事業 の運営		有		無

5 遊休財産(規則第30条の35の<u>3</u>第1項第1号<u>ト</u>及び第2項)

	<u>K</u>	分	金	額
A	資産の総額			円
В	純資産の額			円

添付資料

- 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準
- 4 経理内容(規則第30条の35の<u>2</u>第1項第1号<u>へ</u>及び<u>ト</u>)

区 分	医療法人の関係者、株式会社その他営利事 業を営む者又は特定の個人若しくは団体に 対する特別の利益の供与の内容	特別	の利	
施設の利用		有	•	無
金銭の貸付け		有	•	無
資産の譲渡		有	•	無
給与の支給		有		無
役員等の選任		有	•	無
その他財産の 運用及び事業 の運営		有	•	無

5 遊休財産(規則第30条の35の2第1項第1号チ及び第2項)

区	分	金	額
A 資産の総額			円
B 純資産の額			円

C 純資産の額の資産の総額に対する割合(B/A×100)	%
D 控除対象財産の帳簿価額(イからへまでの合	
計額)	円
イ 本来業務の用に供する財産	円
ロ 附帯業務の用に供する財産	円
ハ 収益業務の用に供する財産	円
ニ イからハまでに掲げる業務を行うために 保有する財産	円
ホ 減価償却引当特定預金	円
へ 特定事業準備資金	円
E 遊休財産額((A-D) × C)	円
F 事業費用の額	円

添付資料

○ 直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書(新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合に限る。)

C 純資産の額の資産の総額に対する割合(B/	%
A×100)	
D 控除対象財産の帳簿価額(イからへまでの合	円 円
計額)	
イ 本来業務の用に供する財産	Н
ロ 附帯業務の用に供する財産	円
ハ 収益業務の用に供する財産	円
ニ イからハまでに掲げる業務を行うために	Н
保有する財産	
ホ 減価償却引当特定預金	円
へ 特定事業準備資金	円
E 遊休財産額 ((A-D) ×C)	円
F 事業費用の額	円

添付資料

○ 直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書(新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合に限る。)

6 保有財産(規則第30条の35の<mark>3</mark>第1項第1号<u>チ</u>)

区分	具体的な内容	他の団体の意 思決定への関
		与の有無
株式		有 · 無
出資		有 · 無
社団法人の社 員権		有 · 無
組合契約		有 · 無
信 託		有 · 無
外国の法令に 基づく財産		有 · 無

7 法令違反(規則第30条の35の<mark>3</mark>第1項第1号<u>リ</u>)

区分	具体的な内容	事実の有無
法令違反		有・無

6 保有財産(規則第30条の35の<u>2</u>第1項第1号<u>リ</u>)

区 分	具 体 的 な 内 容	他の団体の意思決定への関
		与の有無
株式		有 · 無
出資		有 · 無
社団法人の社 員権		有 · 無
組合契約		有 · 無
信 託		有 · 無
外国の法令に 基づく財産		有 · 無

7 法令違反(規則第30条の35の2第1項第1号又)

区分	具体的な内容	事実の有無
法令違反		有 ・ 無

勧告に反する開			
設、増床、種別	有	•	無
変更			
帳簿書類の隠ぺ	+		źπτ.
い、仮装	有	•	無
その他公益に反			4111-
する事実	有	•	無

 勧告に反する開設、増床、種別変更
 有・無

 帳簿書類の隠ぺい、仮装
 有・無

 その他公益に反する事実
 有・無

「公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類(運営)」の記載要領

 $1 \sim 4$ (略)

5 「5 遊休財産」

「保有する資産の明細表」(書類付表3)の記載内容に基づき、次のように記載すること。

①~③ (略)

④ 「イ 本来業務の用に供する財産」欄 当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設<u>又は介護医療院</u>の業 務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑤~⑩ (略)

 $6 \sim 7$ (略)

「公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類(運営)」の記載要領

 $1 \sim 4$ (略)

5 「5 遊休財産」

「保有する資産の明細表」(書類付表3)の記載内容に基づき、次のように記載すること。

①~③ (略)

④ 「イ 本来業務の用に供する財産」欄 当該医療法人が開設する病院、診療所<u>又は</u>介護老人保健施設の業務の用に供す る財産の帳簿価額を記載すること。

⑤~⑩ (略)

 $6 \sim 7$ (略)

(書類付表3)

保有する資産の明細表

(書類付表3)

1~8 (略)

「保有する資産の明細表」(書類付表3)の記載要領

保有する資産の明細表

- 1 「1 総括表」、「2 業務の用に供する財産の明細」、「3 保有財産の明細」、「4 │ 1 「1 総括表」、「2 業務の用に供する財産の明細」、「3 保有財産の明細」、「4 減価償却引当特定預金の明細」、「5 特定事業準備資金の明細」
- ① 総括表の「業務の用に供する財産」欄及び「2 業務の用に供する財産の明細」 は、次に掲げるものを記載すること。
 - 「2 業務の用に供する財産の明細」は施設毎に記載し、「施設名」欄に当該施 設名(本来業務を行う施設で附帯業務又は収益業務も行う場合にあっては、当該附 帯業務又は収益業務に係る事業名)を記載すること。
 - イ 当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業 務の用に供する財産の帳簿価額

ロ~ハ (略)

② \sim 4) (略)

2 「6 土地の明細」

①~③ (略)

④ 「用途の区分」欄には、その土地の用途の異なるごとに、その用途(例えば、○ | ○病院、○○診療所、介護老人保健施設○○、○○介護医療院、医師住宅等)を記 載すること。

 $3 \sim 4$ (略)

減価償却引当特定預金の明細」、「5 特定事業準備資金の明細」

「保有する資産の明細表」(書類付表3)の記載要領

- ① 総括表の「業務の用に供する財産」欄及び「2 業務の用に供する財産の明細」 は、次に掲げるものを記載すること。
 - 「2 業務の用に供する財産の明細」は施設毎に記載し、「施設名」欄に当該施 設名(本来業務を行う施設で附帯業務又は収益業務も行う場合にあっては、当該附 帯業務又は収益業務に係る事業名)を記載すること。
 - イ 当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に供す る財産の帳簿価額

ロ~ハ (略)

 $(2)\sim(4)$ (略)

1~8 (略)

2 「6 土地の明細」

①~③ (略)

④ 「用途の区分」欄には、その土地の用途の異なるごとに、その用途(例えば、○ ○病院、○○診療所、介護老人保健施設○○、医師住宅等)を記載すること。

 $3 \sim 4$ (略)

添付書類7

公的な運営に関する要件(医療法第42条の2第1項第6号)に該当する旨を説明する書類(事業)

申請者	音名:	
仕		

以下のとおり相違ありません。

1 経費の額等の明細 (規則第30条の35の3第1項第2号イ)

病院、診療所、介護老 人保健施設及び介護医 療院等名	<u>業務に係る費用</u> <u>の額(A)</u>	全費用の額(B)	<u>割 合</u> <u>A/B</u>
	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>%</u>
			<u>%</u>
			<u>%</u>
<u>合 計</u>	<u>①</u>	<u>②</u>	<u>%</u>

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 業務に係る費用の額の合計①が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。
- (3) 全費用の額の合計②が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益

添付書類7

公的な運営に関する要件(医療法第42条の2第1項第6号)に該当する旨を説明する書類(事業)

申請	者名:	F
住	所:	

以下のとおり相違ありません。

及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額と一致すること。

2 収入金額(規則第30条の35の3第1項第2号□)

病院、診療 所 <u>、</u> 介護老人 保健施設 <u>及</u> び介護医療 <u>院</u> 等名	区 分	支払基金 等から受 けた収入 金額	患者から 受けた収 入金額	収入 金額計	診療 割合
	社会保険診療 労災保険診療	円	円	円	<u>%</u>
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	<u>介護事業</u>				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				

1 収入金額(規則第30条の35の2第1項第2号1)

病院、診療所 及び介護老 人保健施設 等名	区分	支払基金 等から受 けた収入 金額	患者から 受けた収 入金額	収入金額計	診療 割合
	社会保険診療 労災保険診療 健康診査	円 -	円 -	円	%
	助産 その他 計				
	社会保険診療 労災保険診療 健康診査				
	助産 その他 計				
	社会保険診療 労災保険診療 健康診査				
	助産 その他 計				

	<u>予防接種</u>			
	助産			
	<u>介護事業</u>			
	その他			
	計			
	社会保険診療	 	<u>3</u>	<u>10</u>
	労災保険診療	 	<u>4</u>	<u> </u>
	健康診査		<u>⑤</u>	<u>12</u>
合 計	<u>予防接種</u>		<u>⑥</u>	<u> </u>
合 計	助産		<u>7</u>	<u>4</u>
	<u>介護事業</u>		<u></u>	<u>(15)</u>
	その他		<u> </u>	
	計			100.0%

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所、介護老人保健 施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 合計3~9の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損 益及び収益業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。
- 号口)

労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬が社会保 険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェック すること。

□ 同一の基準による

	社会保険診療		<u>①</u>	<u>⑥</u>
	労災保険診療		<u>2</u>	<u>7</u>
∧ ⇒ı	健康診査		<u>3</u>	<u>8</u>
合 計	助産		<u>4</u>	<u> </u>
	その他		<u>5</u>	
	計			100.0%

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所及び介護老人保 健施設等の別に記載すること。
- (2) 合計①、②、③、4、⑤の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益、附 帯業務事業損益及び収益業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致する こと。
- 3 労働者災害補償保険法による患者の診療報酬(規則第30条の35の3第1項第2 2 労働者災害補償保険法による患者の診療報酬(規則第30条の35の2第1項第2 号イ)

労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬が社会保 険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェック すること。

□ 同一の基準による

	一の基準に	t	b	なし	,
--	-------	---	---	----	---

4 健康診査に係る収入の明細(規則第30条の35の3第1項第2号□)

健康保険法	円	学校保健安全法	円
船員保険法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済	Н		
組合法		高齢者の医療の	
地方公務員等共	円	確保に関する法	円
済組合法	1.1	律	1.1
私立学校教職員	Н	11-	
共済法	1.1		
計	円	計	円
		健康診査に係る	⑥ 円
		収入合計	<u>w</u> H

(記載上の注意事項)

○ ⑤が⑥と一致すること。

5 予防接種に係る収入の明細 (規則第30条の35の3第1項第2号ロ)

定期の予防接種等		<u>任意の予防接種のうち告</u>	示に定めるもの
定期接種	<u>円</u>	<u>麻しん</u>	<u>円</u>
臨時接種	<u>円</u>	<u>風しん</u>	<u>円</u>
	<u>円</u>	<u>インフルエンザ</u>	<u>円</u>
	<u>円</u>	<u>おたふくかぜ</u>	<u>円</u>
	<u>円</u>	ロタウイルス感染症	<u>円</u>

□ 同一の基準によらない

3 健康診査に係る収入の明細(規則第30条の35の2第1項第2号1)

健康保険法	円	学校保健安全法	円
船員保険法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済	Н		
組合法		高齢者の医療の	
地方公務員等共	Н	確保に関する法	円
済組合法	1.3	律	1.1
私立学校教職員	円	11-	
共済法	1.1		
計	円	計	円
		健康診査に係る	<u>⑩</u> 円
		収入合計	11

(記載上の注意事項)

○ ③が⑩と一致すること。

<u>計</u>	<u>円</u>	<u>計</u>		<u>円</u>
		予防接種に係る収入合計	17	円

(記載上の注意事項)

○ ⑥が⑰と一致すること。

6 助産に係る収入の明細(規則第30条の35の3第1項第2号□)

	分	娩件数	助産に係る収入 金額		
自由診療のうち助産にかかる収入	<u>18</u>	件	<u>19</u>	円	
分娩件数(⑪)×50万円			<u>20</u>	円	

(記載上の注意事項)

○ ⑦が⑩又は⑩の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

○ 診療報酬規程

7 介護保険法のサービス・事業 (社会保険診療に含まれるものを除く。) に係る収入 の明細 (規則第30条の35の3第1項第2号ロ)

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外					
<u>居宅サービス事</u> 業	<u>円</u>	<u>居宅サービス事</u> <u>業</u>	<u> </u>				
<u>地域密着型サー</u> <u>ビス事業</u>	<u>円</u>	<u>地域密着型サー</u> <u>ビス事業</u>	<u> </u>				
介護予防サービ	<u>円</u>	介護予防サービ	<u>円</u>				

4 助産に係る収入の明細(規則第30条の35の2第1項第2号<u>イ</u>)

	分	逸件数	助産に係る収入 金額		
自由診療のうち助産にかかる収入	<u>(11)</u>	件	<u>12</u>	円	
分娩件数(⑪)×50万円			<u>13</u>	円	

(記載上の注意事項)

○ ④が⑫又は⑬の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

○ 診療報酬規程

_	•	,	.		
	<u>ス事業</u>		<u>ス事業</u>		
	地域密着型介護				
	予防サービス事	<u>円</u>		<u>円</u>	
	<u>業</u>				
	<u>計</u>	<u>円</u>	<u>計</u>	<u>円</u>	
			介護事業に係る	<u> </u>	
			収入合計	<u>20</u> 円	
	(記載上の注意事項)				
	○ ⑧が②と一致す	<u> </u>			
<u>8</u> É	自費患者に対し請求す	「る金額(規則第30)条の35の <u>3</u> 第1項	頁第2号 <u>ハ</u>)	<u>5</u> 自費患者に対し請求する金額(規則第30条の35の <u>2</u> 第1項第2号□)
章	診療収入について、自	1費患者に請求する金	を額は、社会保険診療	と同一の基準により	診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により
計算	算するか否か、いずれ	いか該当する項目欄の	D□にチェックするこ	٤.	計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。
] 同一の基準による				□ 同一の基準による
	□ 同一の基準によら	ったい			□ 同一の基準によらない

9 経費の額等の明細 (規則第30条の35の3第1項第2号二)

病院、診療 所 <u>、</u> 介護老 人保健施設 <u>及び介護医</u> 療院等名	医療診療に より収入する 金額(A)	患者のた。 医師、看 護師等の 給与	bに直接必要を 医療の提 供に要す る費用(投 薬費を含	な経費の額 合 計 (B)	割 合 A/B
<u> </u>	н	円	む) 円	円	%
					%
合 計	<u>@</u>			<u>23</u>	%

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設 及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 医療診療により収入する金額合計20が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業収益の金額と一致すること。
- (3) 患者のために直接必要な経費の額合計22が、損益計算書の本来業務事業損益 にかかる事業費用の金額と一致すること。

<u>6</u> 経費の額等の明細(規則第30条の35の<u>2</u>第1項第2号<u>ハ</u>)

		患者のため	りに直接必要が	な経費の額		
病院、診療 所 <u>及び</u> 介護 老人保健施 設等名	医療診療に より収入する 金額(A)	医師、看 護師等の 給与	獲師等の る費用(投 合 計 (B)			
	円	円	円	円	%	
					%	
					%	
合 計	<u>(14)</u>			<u>15</u>	%	

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所<u>及び</u>介護老人保健施 設等の別に記載すること。
- (2) 医療診療により収入する金額合計<u>の</u>が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業収益の金額と一致すること。
- (3) 患者のために直接必要な経費の額合計<mark>®</mark>が、損益計算書の本来業務事業損益 にかかる事業費用の金額と一致すること。

別添8 医療法施行規則 <u>別記</u> 様式第1の3 (第30条の36の3関係)	別添8 医療法施行規則 様式第1の3 (第30条の36の3関係)
救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画	救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画
(以下省略)	(以下省略)

別添10 医療法施行規則 <u>別記</u> 様式第1の4(第30条の36の9関係)	別添10 医療法施行規則 様式第1の4(第30条の36の9関係)
救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の実施状況報告書	救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の実施状況報告書
(以下省略)	(以下省略)

〇「特定医療法人制度の改正について」(平成15年10月9日医政発第1009008号)(抄)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改正後

第1 改正の要点等

今般の特定医療法人に関する制度改正の概要は、次のとおりであること。

1 改正後の要件

改正後の要件は次のとおりとされたこと。なお、改正後の法令等 の規定については、別添 1 を参照されたいこと。

(1)~(4)(略)

(5)経理に関する基準

財務省令で定めるところにより帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していること。また、その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理が行われていないこと。

(6) 法令違反

その法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を<u>隠蔽</u>し、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと(改正前:医療に関する法令に違反する事実その他公益に反する事実がないこと。)。

また、(1) の厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準について、租税特別措置法第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準(平成15年厚生労働省告示第147号)として、次のとおり定められた。

(i) その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。 イ 社会保険診療(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)

第1 改正の要点等

今般の特定医療法人に関する制度改正の概要は、次のとおりであること。

改正前

1 改正後の要件

改正後の要件は次のとおりとされたこと。なお、改正後の法令等 の規定については、別添 1 を参照されたいこと。

(1)~(4) (略)

(5) 法令違反

その法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を<mark>隠ぺい</mark>し、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと(改正前:医療に関する法令に違反する事実その他公益に反する事実がないこと。)。

また、(1) の厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準について、租税特別措置法第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準(平成15年厚生労働省告示第147号)として、次のとおり定められた。

(i) その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 社会保険診療(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)

第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に 係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50 号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬 と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額(全収) 入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。)の場合に 限る。)を含む。)、健康増進法(平成14年法律第103号) 第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規 定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。以下同じ。) に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基) 準によっている場合に限る。)、予防接種法(昭和23年法律第 68号)第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法 施行規則第30条の35の3第1項第2号ロの規定に基づき厚 生労働大臣が定める予防接種(平成29年厚生労働省告示第3 14号)に定める予防接種に係る収入金額、助産(社会保険診 療及び健康増進事業に係るものを除く。)に係る収入金額(1の 分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、5 0万円を限度とする。)並びに介護保険法(平成9年法律第12 3号)の規定による保険給付に係る収入金額(租税特別措置法 第26条第2項第4号に掲げる保険給付に係る収入金額を除 (。)の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。 なお、健康増進法第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が 行う同法第4条に規定する健康増進事業に係る収入金額は、次 に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

a (略)

- b 船員保険法(昭和14年法律第73号)第<u>111</u>条第1 項の規定により全国健康保険協会が行う健康診査
- c 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条 第1項の規定により保険者が行う健康診査
- d 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第 98条第1項の規定により国家公務員共済組合又は国家公

第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。)の場合に限る。)を含む。)及び健康増進法(平成14年法律第103号)第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。)に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。)の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。

なお、健康増進法第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が 行う同法第4条に規定する健康増進事業<u>(健康診査に係るもの</u> に限る。) に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収 入金額の合計額とする。

- a (略)
- b 船員保険法(昭和14年法律第73号)第<u>57</u>条<u>の2</u>第 1項の規定により政府が行う健康診査
- c 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条 の規定により保険者が行う健康診査
- d 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第 98条の規定により国家公務員共済組合又は国家公務員共

務員共済組合連合会が行う健康診査

- e 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号) 第112条<u>第1項</u>の規定により地方公務員共済組合又は全 国市町村職員共済組合連合会が行う健康診査
- f 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第 26条第1項の規定により日本私立学校振興・共済事業団 が行う健康診査
- g 学校保健<mark>安全</mark>法(昭和33年法律第56号)第<u>5</u>条の規 定により学校において実施される健康診断又は同法第<u>11</u> 条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断

h (略)

- i 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条

 項の規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける健康診断又は同法第66条の2の規定により労働者が自ら受ける健康診断
- j 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第8 0号)第20条又は第26条の規定により保険者が行う特 定健康診査及び第125条<u>第1項</u>の規定により後期高齢者 医療広域連合が行う健康診査

ロ~二 (略)

(ii) その医療法人の医療施設が次のいずれにも該当すること。

イ (略)

ロ 各医療施設(病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院のことをいう。)ごとに、特別の療養環境に係る病床数(介護老人保健施設又は介護医療院にあっては、特別な療養室に係る定員数)がその医療施設の有する病床数(介護老人保健施設又は介護医療院にあっては、定員数)の30%以下(改正前:20%以下)であること。

なお、平均料金の上限(5,000円)は廃止された。

済組合連合会が行う健康診査

- e 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号) 第112条の規定により地方公務員共済組合又は全国市町 村職員共済組合連合会が行う健康診査
- f 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第 26条の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う 健康診査
- g 学校保健法(昭和33年法律第56号)第<u>2</u>条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第<u>4</u>条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断

h (略)

- i 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条の 規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける 健康診断又は同法第66条の2の規定により労働者が自ら 受ける健康診断
- j 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第20条又は第26条の規定により保険者が行う特定健康診査及び第125条の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康診査

ロ~二 (略)

(ii) その医療法人の医療施設が次のいずれにも該当すること。

イ (略)

口 各医療施設(病院、診療所及び介護老人保健施設のことをいう。)ごとに、特別の療養環境に係る病床数(介護老人保健施設にあっては、特別な療養室に係る定員数)がその医療施設の有する病床数(介護老人保健施設にあっては、定員数)の30%以下(改正前:20%以下)であること。

なお、平均料金の上限(5,000円)は廃止された。

(1)権限の移管等

特定医療法人の承認について、財務大臣から国税庁長官に移管され、特定医療法人の承認を受けようとする法人は、次の事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこととされた。(別添2参照)

- ① 申請者の名称、納税地及び法人番号
- ②~④ (略)
- ⑤ その他参考になるべき事項

また、申請書には、次の書類を添付しなければならないこととされた。

イ~口 (略)

ハ 前記1(2)(3)(5)(6)の要件を満たす旨を説明する書類

なお、医療法人が、承認の取消しを受けた場合にはその取消しの日、承認に係る税率の適用の取りやめの届出書を提出した場合にはその届出書を提出した日のそれぞれの日の翌日から3年を経過した日以後でなければ、申請書を提出することができないこととされた。

国税庁が定める申請の様式、手続等については、国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp/)を参照するとともに、各国税局・税務署に問い合わせられたいこと。

- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) 承認の取消し等

国税庁長官は、特定医療法人の承認を受けた法人について、前記1の承認を受けるための要件を満たさないこととなったと認められる場合には、その満たさないこととなったと認められる時までさかのぼってその承認を取り消すこととされた。なお、その満たさないこととなったと認められる時以後に終了したその医療法人の各事業年度の所得については、本制度は適用されない。

(1)権限の移管等

特定医療法人の承認について、財務大臣から国税庁長官に移管され、特定医療法人の承認を受けようとする法人は、次の事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこととされた。(別添2参照)

- ① 申請者の名称及び納税地
- ②~④ (略)
- ⑤ その他参考になるべき事項

また、申請書には、次の書類を添付しなければならないこととされた。

イ~口 (略)

ハ 前記1(2)(3)(5)の要件を満たす旨を説明する書類

なお、医療法人が、承認の取消しを受けた場合にはその取消しの日、承認に係る税率の適用の取りやめの届出書を提出した場合にはその届出書を提出した日のそれぞれの日の翌日から3年を経過した日以後でなければ、申請書を提出することができないこととされた。

国税庁が定める申請の様式、手続等については、国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp/)を参照するとともに、各国税局・税務署に問い合わせられたいこと。

- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) 承認の取消し等

国税庁長官は、特定医療法人の承認を受けた法人について、前記1の承認を受けるための要件を満たさないこととなったと認められる場合には、その満たさないこととなったと認められる時までさかのぼってその承認を取り消すこととされた。なお、その満たさないこととなったと認められる時以後に終了したその医療法人の各事業年度の所得については、本制度は適用されない。

また、特定医療法人の承認を受けた法人は、その承認に係る 税率の適用をやめようとする場合には、次の事項を記載した届 出書を、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出| しなければならないこととされた。なお、その届出書の提出が あったときは、その提出の日以後に終了する各事業年度の所得 については、本制度は適用されない。

- ① 届出をする医療法人の名称、納税地及び法人番号
- ②~⑤ (略)
- (5)~(8)(略)

第2 その他の留意事項

- (1)~(2)(略)
- (3) 税務上の取扱

特定医療法人に関する税務上の取扱いについては、国税庁から 発出されている次の各通達等を参照されたいこと。

①~② (略)

- ③ 法人税関係の申請、届出等の様式の制定について(平成13 年7月5日課法3-57ほか11課共同)
- ④ (略)

第3 (略)

(別添1)特定医療法人の関係法令

- 〇 和 税 特 別 措 置 法 (昭 和 3 2 年 法 律 第 2 6 号) (抄) (略)
- 〇租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)(抄)

(法人税率の特例の適用を受ける医療法人の要件等)

次に掲げる要件とする。

また、特定医療法人の承認を受けた法人は、その承認に係る 税率の適用をやめようとする場合には、次の事項を記載した届 出書を、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出 しなければならないこととされた。なお、その届出書の提出が あったときは、その提出の日以後に終了する各事業年度の所得 については、本制度は適用されない。

- ① 届出をする医療法人の名称及び納税地
- ②~⑤ (略)
- (5)~(8)(略)

第2 その他の留意事項

- (1)~(2)(略)
- (3) 税務上の取扱

特定医療法人に関する税務上の取扱いについては、国税庁から 発出されている次の各通達等を参照されたいこと。

①~② (略)

- ③ 特定医療法人制度に関する承認申請書等の様式の制定につい て(平成15年4月4日課法10-15)
- ④ (略)

第3 (略)

(別添1)特定医療法人の関係法令

- 〇 和 税 特 別 措 置 法 (昭 和 3 2 年 法 律 第 2 6 号) (抄) (略)
- 〇租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)(抄)

(法人税率の特例の適用を受ける医療法人の要件等)

第39条の25 法第67条の2第1項に規定する政令で定める要件は、第39条の25 法第67条の2第1項に規定する政令で定める要件は、 次に掲げる要件とする。

(略)

ニ その運営組織が適正であるとともに、その理事、監事、評議員そ の他これらの者に準ずるもの(以下この項において「役員等」とい う。)のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関| 係がある者(次号において「親族等」という。)の数がそれぞれの 役員等の数のうちに占める割合が、いずれも3分の1以下であるこ ہ طے

三~四 (略)

- 五 その経理に関し次に掲げる基準に適合していること。
 - イ 財務省令で定めるところにより帳簿書類を備え付けてこれにそ の取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していること。
 - ロ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることそ の他の不適正な経理が行われていないこと。
- 又は一部を隠蔽し、又は仮装して記録又は記載をしている事実その| 他公益に反する事実がないこと。
- 2 法第67条の2第1項の承認を受けようとする医療法人は、次に掲12 法第67条の2第1項の承認を受けようとする医療法人は、次に掲 税庁長官に提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ー~二 (略)

旨を説明する書類

4~6 (略)

- 〇租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)(抄)(略)
- 〇租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労 | 〇租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労 第147号)

一~四 (略)

ニ その運営組織が適正であるとともに、その理事、監事、評議員そ の他これらの者に準ずるもの(以下この項において「役員等」とい う。)のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関 係がある者(以下次号において「親族等」という。)の数がそれぞ れの役員等の数のうちに占める割合が、いずれも3分の1以下であ ること。

三~四 (略)

- ☆ 当該法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部 五 当該法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部 又は一部を隠ぺいし、又は仮装して記録又は記載をしている事実そ の他公益に反する事実がないこと。
- げる事項を記載した申請書を、納税地の所轄税務署長を経由して、国│ げる事項を記載した申請書を、納税地の所轄税務署長を経由して、国│ 税庁長官に提出しなければならない。
 - 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ー~二 (略)

三 第1項第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる要件を満たす│ 三 第1項第2号、第3号<mark>及び</mark>第5号に掲げる要件を満たす旨を説明 する書類

4~6 (略)

- 〇租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)(抄)(略)
- 働大臣が財務大臣と協議して定める基準(平成15年厚生労働省告示 │ 働大臣が財務大臣と協議して定める基準(平成15年厚生労働省告示 第147号)

働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当 することとする。

- 一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。
 - 6条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収 入金額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る 患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準に よっている場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね 1 00分の10以下の場合をいう。)の場合に限る。)を含む。)、健 康増進法(平成14年法律第103号)第6条各号に掲げる健康増 進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業(健康診査 に係るものに限る。以下イにおいて同じ。)に係る収入金額(当該 収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限 る。)、予防接種法(昭和23年法律第68号)第2条第6項に規定 する定期の予防接種等及び医療法施行規則第30条の35の3第1 項第2号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種(平成2 9年厚生労働省告示第314号)に定める予防接種に係る収入金額、 助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)に係る 収入金額(1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超える ときは、50万円を限度とする。)並びに介護保険法(平成9年法 律第123号)の規定による保険給付に係る収入金額(租税特別措 置法第26条第2項第4号に掲げる保険給付に係る収入金額を除 (。)の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。

ロ~二 (略)

(略)

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労」租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労 することとする。

- 一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。
- イ 社会保険診療(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第2 イ 社会保険診療(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第2 6条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収 入金額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る 患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準に よっている場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね1) 00分の10以下の場合をいう。) の場合に限る。) を含む。) 及び 健康増進法(平成14年法律第103号)第6条各号に掲げる健康 増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業(健康診 査に係るものに限る。)に係る収入金額(当該収入金額が社会保険 診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。)の合計額が、全 収入金額の100分の80を超えること。

(略) ロ~ニ

(略)

(下線の部分は改正部分)

改正後 改正前

(別表)

医療法人の附帯業務について

うことができる。(医療法第42条各号)

- なお、附帯業務を委託すること、又は本来業務を行わず、附帯業務の│ なお、附帯業務を委託すること、又は本来業務を行わず、附帯業務の みを行うことは医療法人の運営として不適当であること。

第1号~第5号 (略)

第6号 保健衛生に関する業務

- ・ 保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全て をいうのではなく、次のⅠ、Ⅱに記載される業務であること。
 - I. 直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の 業務であること。
 - (1)~(8) (略)
 - ⑨ 助産所(医療法第2条に規定するもの。)
 - ①~① (略)
 - ② 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26 号。)第5条に規定するサービス付き高齢者向け住宅の設置。た だし、都道府県知事の登録を受けたものに限る。
 - ※1 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正す る法律(平成23年法律第32号。以下「改正法」という。) の施行の際現に改正法による改正前の高齢者の居住の安定 確保に関する法律(平成13年法律第26号)第4条に規 定する高齢者円滑入居賃貸住宅の登録を受けている高齢者| 専用賃貸住宅であって、医療法人が設置しているものにつ

(別表)

医療法人の附帯業務について

医療法人は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務 医療院の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところによ に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げ り、次に掲げる業務(これに類するものを含む。)の全部又は一部を行|る業務(これに類するものを含む。)の全部又は一部を行うことができ る。(医療法第42条各号)

みを行うことは医療法人の運営として不適当であること。

第1号~第5号 (略)

第6号 保健衛生に関する業務

- ・ 保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全て をいうのではなく、次のⅠ、Ⅱに記載される業務であること。
 - I. 直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の 業務であること。
 - ①~⑧ (略)
 - ⑨ 助産所(改正法第2条に規定するもの。)
 - ①~① (略)
 - ① 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成23年法律第32 号。)第5条に規定するサービス付き高齢者向け住宅の設置。た だし、都道府県知事の登録を受けたものに限る。
 - ※1 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正す る法律(平成23年法律第74号。以下「改正法」という。) の施行の際現に改正法による改正前の高齢者の居住の安定 確保に関する法律(平成13年法律第26号)第4条に規 定する高齢者円滑入居賃貸住宅の登録を受けている高齢者| 専用賃貸住宅であって、医療法人が設置しているものにつ

いては、改正法の施行後も、その要件を継続して満たし、 その居住者に対し、次に掲げるいずれかのサービスの提供 を継続的に行うことを約しているものに限り、当面の間、 医療法人が設置することができるものとすること。

- (1) 居住者に対する生活指導や相談に応じるサービス
- (2) 居住者の安否を定期的に確認するサービス
- (3) 居住者の容体急変時における応急措置、医療機関への 通報等の緊急時対応サービス

※2~※3 (略)

(13)~(19) (略)

- ② 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項に 規定する家庭的保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保 育事業、同条第12項に規定する事業所内保育事業及び第59条 の2第1項に規定する施設(同項の規定による届出がされたもの のうち利用定員が6人以上のものに限る。)において第6条の3 第12項に規定する業務を目的とする事業のうち、子ども・子育 て支援法(平成24年法律第65号)第59条の2に規定する仕 事・子育で両立支援事業による助成を受けているもの(以下「企 業主導型保育事業」という。)。
 - ※ 事業所内保育事業<u>及び企業主導型保育事業</u>に限っては委託する場合も認めること。

Ⅱ. (略)

第7号~第8号 (略)

留意事項 (略)

いては、改正法の施行後も、その要件を継続して満たし、 その居住者に対し、次に掲げるいずれかのサービスの提供 を継続的に行うことを約しているものに限り、当面の間、 医療法人が設置することができるものとすること。

- (1) 居住者に対する生活指導や相談に応じるサービス
- (2) 居住者の安否を定期的に確認するサービス
- (3) 居住者の容体急変時における応急措置、医療機関への 通報等の緊急時対応サービス

※2~※3 (略)

③~(9) (略)

⑩ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項に 規定する家庭的保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型 保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業

※ 事業所内保育事業に限っては委託する場合も認めること。

Ⅱ. (略)

第7号~第8号 (略)

留意事項 (略)

	改正後									改正前						
	t会福祉法に基づく社会福祉事業の位置付け 							(添侃)		○社会福祉法に基づく社会福祉事業の位置付け ・「高産法人順の説明・・「○」は全価産法人が対象、「●」は社会高産法人のみが対象						(別添)
-「区分」欄)説明・・・・「2	「条」とは本来業務、「告示」とは平成10年	厚生省告示第15号、「保健」とは保信	建衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えない					・「区分」欄の	説明・・・・「;	本来」とは本来業務、「告示」とは平成10年	厚生省告示第15号、「保健」とは保	建衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないこ			
社会福祉法	各法	事業名、施設名等	介護保険法	制度におけるサービス・事業等	医療法人	区分	備	考	社会福祉法	各法	事業名、施設名等	介護保険法	制度におけるサービス・事業等	医療法人	区分	備考
		救護施設									救護施設					
	生活保護法	更生施設 生計困難者を無料又は定額な料金で					生活保護法上の保護施設で	14.2 空転担併体机力		生活保護法						生活保護法上の保護施設である宿所提供施設を
		入所させて生活の扶助を行うことを目 的とする施設			•	告示	除く。	の分目が 定円地設と			入所させて生活の扶助を行うことを目 的とする施設			•	告示	エ/A 保護法上の保護施設 この 3 個 所 提供 施設 と 除く。
		生計困難者に対する助葬			•	告示					生計困難者に対する助葬			•	告示	
		乳児院			•	告示					乳児院			•	告示	
		母子生活支援施設			•	告示					母子生活支援施設			•	告示	
		児童養護施設			•	告示					児童養護施設			•	告示	
w 1844a	児童福祉法 現童福祉法 社会 事業	障害児入所施設			•	告示	※1. 児童福祉法上の指定を引 ※2. 定款等の変更手続は、原 道府県の指定を受ける前に 必要であるが、指定手続む 更手続を並行して行う場合 進捗状況に伴い、定款等の が後れることはやむを得な!	原則として都 に行うことが 定計等の変	第一種社会	児童福祉法	障害児入所施設			•	告示	※1. 児童福祉法との指定を受けること。 ※2. 定体等の更更手続は、原則として都 通用側の対策を受ける前に行うことが 必要であるが、指定手続と定核等の変 更手続を感じて行う場合は、手続の 通教状況に終し、定核等の変更終可日 がませることはやむを得ないこと。
第一種社会福祉事業		児童心理治療施設			•	告示			福祉事業		情緒障害児短期治療施設			•	告示	
		児童自立支援施設			•	告示					児童自立支援施設			•	告示	
		養護老人ホーム									養護老人ホーム					
	老人福祉法	特別養護老人ホーム	施設サービス	介護福祉施設サービス						老人福祉法	特別養護老人ホーム	施設サービス	介護福祉施設サービス			
		軽費老人ホーム(注)			0	告示	(注)ケアハウスのみ可				軽費老人ホーム(注)			0	告示	(注)ケアハウスのみ可
	障害者の日 常生活及び 社会生活を 総合的に支 援するための 法律	障害者支援施設			•	告示				障害者の日 常生活及び 社会生活支 総合的に支 援するための 法律	障害者支援施設			•	告示	
	売春防止法	婦人保護施設			•	告示					婦人保護施設			•	告示	
		授産施設			•	告示	生活保護法上の保護施設で	ある授産施設を除く。			授産施設			•	告示	生活保護法上の保護施設である授産施設を除く。
		生計困難者に対して無利子又は 低利で資金を融通する事業			•	告示	都道府県社会福祉協議会が行- 貸付事業等であって、社会福祉 業	っている生活福祉資金 法による手続を経た事			生計困難者に対して無利子又は 低利で資金を融通する事業			•	告示	都道府県社会福祉協議会が行っている生活福祉資金 貸付事業等であって、社会福祉法による手続を経た事 業
		MITTER ACCOUNTS OF THE					×				THE COLUMN TO TH					<u>jx</u>

				改正後							改正前			
		生計困難者に対する金銭等供与			0	告示				生計困難者に対する金銭等供与		0	告示	
		生計困難者に対する生活相談			0	告示				生計困難者に対する生活相談		0	告示	
	生活困窮者 自立支援法	認定生活困窮者就労訓練事業			0	告示			生活困窮者自立支援法	認定生活困窮者就労訓練事業		0	告示	
		障害児通所支援事業			0	告示				障害児通所支援事業		0	告示	
		障害児相談支援事業			0	告示				障害児相談支援事業		0	告示	
		児童自立生活援助事業			0	告示				児童自立生活援助事業		0	告示	
		放課後児童健全育成事業	_		0	告示				放課後児童健全育成事業		0	告示	
		子育て短期支援事業			0	告示				子育て短期支援事業		0	告示	
		乳児家庭全戸訪問事業			0	告示				乳児家庭全戸訪問事業		0	告示	
		養育支援訪問事業			0	告示				養育支援訪問事業		0	告示	
		地域子育て支援拠点事業			0	告示		第二種社会 福祉事業		地域子育て支援拠点事業		0	告示	
第二種社会福祉事業	旧音短 丛牛	一時預かり事業			0	告示				一時預かり事業		0	告示	
	元至福江為	小規模住居型児童養育事業			0	告示			児童福祉法	小規模住居型児童養育事業		0	告示	
		小規模保育事業			0	告示				小規模保育事業		0	告示	
		病児保育事業			0	告示				病児保育事業		0	告示	
		子育て援助活動支援事業			0	告示				子育て援助活動支援事業		0	告示	
		助産施設			0	告示				助産施設		0	告示	
		保育所			0	告示				保育所		0	告示	
		児童厚生施設			0	告示				児童厚生施設		0	告示	
		児童家庭支援センター			0	告示				児童家庭支援センター		0	告示	
		児童の福祉増進相談事業			0	告示				児童の福祉増進相談事業		0	告示	
	民間あっせん 機関による著 子縁組のあっ せんに係る児 童の保護等 に関する法律	養子縁組あつせん事業			Q	<u>告示</u>								

			改正後				改正前							
就学前の子 どもに関する 教育、 の総合的な 提供の推進 に関する法律	第 幼保連携型認定こども園を経 営する事業			0	告示			就学前の子 どもに関す。 教育、保育等 の総合的な 提供の推進 に関する法律	第 幼保連携型認定こども園を経 営する事業			〇 告示		
	母子家庭日常生活支援事業			0	告示				母子家庭日常生活支援事業			0	告示	
母子及び父	父子家庭日常生活支援事業			0	告示			母子及びS 子並びに	父子家庭日常生活支援事業			0	告示	
子並びに事婦福祉法	寡婦日常生活支援事業			0	告示	母子及び父子並びに寡婦福祉法の母子家庭日常生活 支援事業又は父子家庭生活支援事業を附帯業務として 行っている場合に限る。		宣解短趾注	寡婦日常生活支援事業			0	告示	母子及び父子並びに寡婦福祉法の母子家庭日常生活 支援事業又は父子家庭生活支援事業を附帯業務として 行っている場合に限る。
	母子・父子福祉施設			0	告示				母子・父子福祉施設			0	告示	
		居宅サービス事業	訪問介護							居宅サービス事業	訪問介護		,	\
			定期巡回·随時対応型訪問介護看護							定期巡回·随時対応型訪問介護看護				
	老人居宅介護等事業	地域密着型サービス事業	夜間対応型訪問介護	0	告示				老人居宅介護等事業	地域密着型サービス事業	夜間対応型訪問介護	0	告示	
		介護予防サービス事業	介護予防訪問介護							介護予防サービス事業	介護予防訪問介護			
		介護予防·日常生活支援総合事業	第一号訪問事業(老人福祉法施行規則第 1条の2に規定するものに限る。)							介護予防・日常生活支援総合事業	第一号訪問事業(老人福祉法施行規則第 1条の2に規定するものに限る。)			
		居宅サービス事業	通所介護			※3. それぞれ名サービスを行う事業所 ことに介質保険法上の事業者として の指定、介護予防・日常生活支援総合 含事業に係る受託、又は、老人組祉 法上の市町村からの委託が必要。 ※4. 事業者としての批定を受け、間に 資料需要をして変加に定数された事業所で、新たに即じ事業を実施する 場合に支配して要加に登加しませたれた事業所で、新たに即じ事業を実施する 場合に支配して要加と関連しませた。 場合に対して要加と関連しませた。 場合に対して要加と関連して要な 場合に対して要加と関連しませた。 場合に対して要加と関連しませた。 単位に事業を実施する 場合しての事業を対しませた。 単位に事業を対しませた。 単位に事業を対しませた。 単位に事業を行う場合。 単位に事業を行う場合。		公 会来		居宅サービス事業	通所介護			※3. それぞれ各サービスを行う事業所 ごとに介護保険法上の事業者として の指定、介護予防・日常生活支援総
			地域密着型通所介護								地域密着型通所介護			
		地域密着型サービス事業	認知症対応型通所介護				第二種社会福祉事業			地域密着型サービス事業	認知症対応型通所介護			合事業に係る委託、又は、老人福祉 法上の市町村からの委託が必要。
第二種社会福祉事業	-	介護予防サービス事業	介護予防通所介護	0	告示					介護予防サービス事業	介護予防通所介護	0	告示	※4. 事業者としての指定を受け、既に 附帯業務として定款に記載された事 業所で、新たに同じ事業を実施する
		地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型通所介護							地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型通所介護			場合は定款等の変更は不要であること。
		介護予防·日常生活支援総合事業	第一号通所事業(老人福祉法施行規則第 1条の3の2に規定するものに限る。)							介護予防·日常生活支援総合事業	第一号通所事業(老人福祉法施行規則第 1条の3の2に規定するものに限る。)			例 指定居宅サービス事業の指定 を受けた事業所で新たに居宅サ ービス事業を行う場合
老人福祉法		居宅サービス事業	短期入所生活介護			(別の事業所の場合は、当該事 業所における指定を受け、定 款等の変更が必要。)		老人福祉法		居宅サービス事業	短期入所生活介護			ービス事業を行う場合 (別の事業所の場合は、当該事 業所における指定を受け、定 款等の変更が必要。)
	老人短期入所事業	介護予防サービス事業	介護予防短期入所生活介護	0	告示	※5. 定款等の変更認可申請手続は、 原則として都道府県における事業			老人短期入所事業	介護予防サービス事業	介護予防短期入所生活介護	0	告示	※5. 定款等の変更認可申請手続は、原則として都道府県における事業
		地域密着型サービス事業	小規模多機能型居宅介護			者の指定、又は市町村の委託を受ける前に行うことが必要であるが、 指定(委託)手続と定款等の変更手 統を並行して行う場合は、手続の進				地域密着型サービス事業	小規模多機能型居宅介護			者の指定、又は市町村の委託を受ける前に行うことが必要であるが、 指定(委託)手続と定款等の変更手 統を並行して行う場合は、手続の進
	小規模多機能型居宅介護事業		介護予防小規模多機能型居宅介護	0	告示	排状況に伴い、定款等の変更認可 日が後れることはやむを得ないこと。			小規模多機能型居宅介護事業		介護予防小規模多機能型居宅介護	0	告示	歩状況に伴い、定款等の変更認可 日が後れることはやむを得ないこと。
			認知症対応型共同生活介護								認知症対応型共同生活介護			
	認知症対応型老人共同生活援助事業		介護予防認知症対応型共同生活介護	0	告示				認知症対応型老人共同生活援助事業		介護予防認知症対応型共同生活介護	0	告示	
	複合型サービス福祉事業		複合型サービス(小規模多機能型居宅介護及び訪問看 護の組合せに限る。)	0	告示				複合型サービス福祉事業		複合型サービス(小規模多機能型居宅介護及び訪問看 護の組合せに限る。)	0	告示	
	老人デイサービスセンター	CWERT, CATA	腰の相合せに振る。)	0	告示				老人デイサービスセンター	NAME / CATA	腰の相合せに振る。)	0	告示	/
	老人短期入所施設			0	告示				老人短期入所施設			0	告示	
	老人福祉センター			0	告示				老人福祉センター					
												O 告示		
	老人介護支援センター			0	告示				老人介護支援センター	1		0	告示	

改正後								改正前						
		障害福祉サービス事業		0	0	告示	※6. 障害福祉サービスの種類及び事業を 行う事業所ごとに事業者としての指定 が必要。定款等の変更手続は※2参照]		障害福祉サービス事業		0	※6. 障害福祉サービスの種類及び事業を 行う事業所ごとに事業者としての指定 が必要。定款等の変更手続は※2参照	
	障害者の日 常生活及び 社会生活を	一般相談支援事業			0	告示	※7. 事業を行う事業所ごとに指定が必要。			一般相談支援事業		0	告示 ※7. 事業を行う事業所ごとに指定が必要。 定款等の変更手続は※2参照	
		特定相談支援事業			0	告示	定款等の変更手続は※2参照			特定相談支援事業		0	定款等の変更手続は※2参照 告示	
	総合的に支援するための 法律	移動支援事業			0	告示			総合的に3 援するため 法律	^り 移動支援事業		0	告示	
		地域活動支援センター			0	告示				地域活動支援センター		0	告示	
		福祉ホーム			0	告示				福祉ホーム		0	告示	
		身体障害者生活訓練等事業			0	告示				身体障害者生活訓練等事業		0	告示	
		手話通訳事業			0	告示		第二種社会 福祉事業		手話通訳事業		0	告示	
		介助犬訓練事業			0	告示				介助犬訓練事業		0	告示	
	知的障害者福祉法	聴導犬訓練事業			0	告示				聴導犬訓練事業		0	告示	
		身体障害者福祉センター			0	告示			身体障害者 福祉法	身体障害者福祉センター		0	告示	
第二種社会福祉事業		補装具製作施設			0	告示				補装具製作施設		0	告示	
神仏学本		盲導犬訓練施設			0	告示				盲導犬訓練施設		0	告示	
		視聴覚障害者情報提供施設			0	告示				視聴覚障害者情報提供施設		0	告示	
		身体障害者の更生相談事業			0	告示				身体障害者の更生相談事業		0	告示	
		知的障害者の更生相談事業			0	告示			知的障害者福祉法	知的障害者の更生相談事業		0	告示	
		生計困難者のための無料・低額簡易住宅貸付			0	告示				生計困難者のための無料・低額 簡易住宅貸付		0	告示	
		生計困難者のための無料・低額宿泊所等			0	告示				生計困難者のための無料・低額 宿泊所等		0	告示	
		生計困難者のための無料・低額診療			0	本来				生計困難者のための無料・低額診療		0	本来	
		生計困難者のための無料・低額 介護老人保健施設 <u>又は介護医</u> <u>疫院</u>			0	本来	介護保険法上の介護老人保健施設 <mark>又は介護医</mark> <u>塩院</u>			生計困難者のための無料・低額 介護老人保健施設		0	本来 介護保険法上の介護老人保健施設	
		隣保事業			0	告示				隣保事業		0	告示	
		福祉サービス利用援助事業			0	告示				福祉サービス利用援助事業		0	告示	
		前項各号及び前各号の事業に 関する連絡又は助成			0	告示				前項各号及び前各号の事業に 関する連絡又は助成		0	告示	
	,				,									

改正後								改正前							
		-基づく各事業の位								に基づく各事業の位					
「区分」			:は保健衛生に関する業務、「3	空欄」は医療法人が行えないことを示す。	E /\	122	==	※「区分社会福祉法		・・「本来」とは本来業務、「保健」と 事業名、施設名等	は保健衛生に関する業務、「3	2欄」は医療法人が行えないことを示す。 介護保険法	区分	備考	
悟但法	合 法	事業名、施設名等		介護保険法 訪問入浴介護	区分	備	考			TANK		訪問入浴介護	- "	ио 🗇	
				訪問看護(訪問看護ステーションに限る。)	保健							訪問看護(訪問看護ステーションに限 る。)	保健		
				訪問看護(訪問看護ステーションを除く。)								訪問看護(訪問看護ステーションを除			
				訪問リハビリテーション <u>(出張所等を除く。)</u>	本来							訪問リハビリテーション	本来		
				訪問リハビリテーション(出張所等に限	保健	-						居宅療養管理指導(訪問看護ステーション	IA DE		
				る。) 居宅療養管理指導(訪問看護ステーション	保健						居宅サービス事業	に限る。) 居宅療養管理指導(訪問看護ステーション を除く。)			
			居宅サービス事業	に限る。) 居宅療養管理指導(訪問看護ステーション	体匯							を除く。) 通所リハビリテーション			
				を除く。) 通所リハビリテーション	本来						短期入所療養介護				
社会福祉事				短期入所療養介護	7-76							特定施設入居者生活介護(注)	保健	(注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上附 帯業務として認められる施設に限る。	
				特定施設入居者生活介護(注)	保健	(注)介護保険法上の該当施設の内、医療法上附 帝業努として認められる施設に限る。	の内、医療法上附設に限る。	-				福祉用具貸与	保健	市業がことでありられるのはなどにはなる。	
				福祉用具貸与	保健			-				特定福祉用具販売	保健		
				特定福祉用具販売	保健			会福祉			居宅介護支援事業	l	保健		
			居宅介護支援事業		保健			事業以外				介護予防訪問入浴介護			
業以				介護予防訪問入浴介護	\dashv		7				介護予防訪問看護(訪問看護ステーション に限る。)	保健			
外				介護予防訪問看護(訪問看護ステーション に限る。)	保健						介護予防訪問看護(訪問看護ステーション を除く。)				
				介護予防訪問看護(訪問看護ステーション を除く。)								介護予防訪問リハビリテーション	体证		
				介護予防訪問リハビリテーション <u>(出張所等を除く。)</u>	本来						介護予防サービス事業	介護予防居宅療養管理指導(訪問看護ス テーションに限る。)			
				介護予防訪問リハビリテーション(出張所 等に限る。)	保健							介護予防居宅療養管理指導(訪問看護ス テーションを除く。)			
				介護予防居宅療養管理指導(訪問看護ステーションに限る。)	保健							介護予防通所リハビリテーション			
			介護予防サービス事業	介護予防居宅療養管理指導(訪問看護ス テーションを除く。)	本来				1		介護予防短期入所療養介護				
				介護予防通所リハビリテーション								介護予防特定施設入居者生活介護(注)	保健	(注)介護保険法上の該当施設の内、医療法上附 帯業務として認められる施設に限る。	
				介護予防短期入所療養介護								介護予防福祉用具貸与			
				介護予防特定施設入居者生活介護(注)	保健	(注)介護保険法上の該当施設の 帯業務として認められる施設	の内、医療法上附 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1				特定介護予防福祉用具販売	保健		
				介護予防福祉用具貸与		い来おしてもゆうりもの問故に]				<u> </u>			
				特定介護予防福祉用具販売	保健										

改正後									改正前					
			介護予防支援事業			保健	健			介護予防支援事業				
			地域密着型サービス事業	地域密着型特定施設入居者生活介護(注)		保健	(注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯 業務として認められる施設に限る。				定施設入居者生活介護(注)	保健	(注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯 業務として認められる施設に限る。	
					地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				地域密着型サービス事業		老人福祉施設入所者生活介護			
					第一号訪問事業							第一号訪問事業		
					第一号通所事業							第一号通所事業		
				介護予防·日常生 活支援総合事業	生 第一号生活支援事業			社			介護予防·日常生 活支援総合事業	^{常生} 第一号生活支援事業		
					第一号介護予防支援事業		※8. 市間対から確定以は芸託を向けて行う場合のか可く保健の実施により、医療と入り対象が特性に顕著したとれた、最後の政 の対象が特性に顕著したとれた。最後の政 りま民共和略の内容に進収、指轄すること がないこと、)。 また、指定以は委託を登録できた記載するの で表示を登集である。 では、対象を登録できたであった記載するの であるが、自然を登録である。 というのと事業(計議を検索しての自然の対象 であるが、指定又は委託の手続と定称等 の変要手続きが、日本では一部であるが、指定又は委託の手続と定称等 の変要手続き低けて行う場合は、手続の 選結が以近に伸い、定め等の変要認可口が遅 れることはもむを得ないこと。					第一号介護予防支援事業		※8. 市町村から指定又は委託を受けて行う場合のみ可(事業の実施に当たり、医療法人
		第			一般介護予防事業							一般介護予防事業		の非営利性に留意するとともに、条例等及 び委託契約書の内容に違反、抵触すること
			地域支援事業(注)		総合相談支援事業	保健				地域支援事業(注)		総合相談支援事業		がないこと。 また、指定又は委託を受ける市町村名及 び具体的な事業名称を定款等に記載する必 要があること(例:〇〇市の委託を受けて 行う〇〇事業(介護保険法にいう包括的支
社					権利擁護事業	体胜				2000年(江)	権利擁護事業 包括的・継続的ケアマネジ。 包括的支援事業	権利擁護事業		援事業))
会福祉事				包括的支援事業	包括的・継続的ケアマネジメント事業							包括的・継続的ケアマネジメント事業		※9. 定款等の変更手続は、原則として市町村 の指定又は委託を受ける前に行うことが必 要であるが、指定又は委託の手続と定款等 の変更手続を前行して行う場合は、手続の
業以外					在宅医療介護連携推進事業							在宅医療介護連携推進事業		交更手続を並行して行う場合は、手続の 進捗状況に伴い、定数等の変更認可日が遅 れることはやむを何ないこと。
					生活支援等体制整備等事業							生活支援等体制整備等事業	ŧ	
					認知症総合支援事業							認知症総合支援事業	_	
				任意事業			J				任意事業		$\downarrow \downarrow \downarrow$	J
			保健福祉事業(注)	介護保健施設サービス		保健				保健福祉事業(注)		保健	※8、※9 と同じ扱い	
			施設サービス			本来				施設サービス	介護保健施設	サービス	本来	
				介護療養施設サービス							介護療養施設	サービス		
			指定市町村事務受託法人の受託事務			※10. 要託を受ける都造市県又は市町村名及び具体的な事務 名称を定款等に記載する必要があること(例:○○県(市)の要託を受けて行う○○事務)			指定市町村事務受託法人の受託事務				※10. 要託を受ける部連府県又は市町村名及び具体的な事務 名称を定款等に記載する必要があること(例:○○県(市)の要託を受けて行う○○事務)	
						保健	※11.定款等の変更認可申請手続は、原則として部道府県に おける法人の指定を受ける前に行うことが必要であるが 、指定手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、					保健	※11. 定款等の変更認可申請手続は、原則として部道府県に おける法人の指定を受ける前に行うことが必要であるが 、指定手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、	
			指定都道府県事務受託法	去人の受託事務	務		事業の選抜状派に伴い、定款等の変更認可はが終わることはやむを得ないことは、立然、介護保証は可能、財産する 品定居を介護之援事業者等が助料の製造を受けて行う。 ライ酸は父野支援事業者等が助料の製造を受けて行う。 支援状態区分の変更の設定に係る調査は、その指定時亡 力技支援事業者等の関連が付加するものとする。		指定都道府県事務受託	定都道府県事務受託法人の受託事務			手続の選挙状況に伴い、定款者の変更節回日が扱わることは中心を得ないこと、 主教者の変更節回日が扱わることは中心を得ないこと、 なお、 介護保険なで加に規定する指定時で1億支援業者等が中回村の製剤を発して行う。 要介護及び要要の認定に係る側直は、その指定時で方漢支援業業者等の実施と付加するものとする。	
			.1						1					,